

平成27年（2015年）9月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成27年9月8日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年9月8日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	12番	東 篤布
13番	東 清剛	14番	平野隆久
15番	中津畑正量	16番	平野倅規

（うち遅刻議員）

8 番 入江康仁

（うち早退議員）

12番 東 篤布

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	竹内康雄
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津裕一	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育長	村島 赳郎	学校教育課長	玉津武幸
生涯学習課長	宮原俊也	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局主幹	奥村能行	書 記	奥川賀夫
書 記	上野隆志	書 記	奥川由紀子

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番 中津畑正量	16番 平野倅規
-----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さま、おはようございます。

定刻に達しましたので、平成27年9月紀北町議会定例会を開会いたします。

ただ今の出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、8番 入江康仁君、12番 東篤布君から所用のため、失礼します。

取り消します。

入江康仁君より所用のため遅刻との連絡を受けております。また、谷議会事務局長が欠席のため奥村議会事務局主幹が代理することを許可いたします。それに伴い、総務課 奥川係長を書記として出席させておりますので、ご了承ください。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局主幹に朗読させます。

奥村議会事務局主幹。

奥村能行議会事務局主幹

おはようございます。

それでは、会期日程並びに議事日程を朗読いたします。

まず、会期日程でございます。

平成27年9月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、9月8日、火曜日、午前9時30分、本会議。開会いたしまして、人事案件上程、説明、質疑、討論、採決。議案上程、説明、質疑、委員会付託。なお、一般質問の受付締切は午後5時までとなっております。

第2日、9月9日、水曜日、休会。常任委員会予定日。

第3日、9月10日、木曜日、休会。常任委員会予定日。

第4日、9月11日、金曜日、休会。常任委員会予備日としております。

第5日、9月12日、土曜日、休日。
第6日、9月13日、日曜日、休日。
第7日、9月14日、月曜日、休会。
第8日、9月15日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第9日、9月16日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。
第10日、9月17日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。
第11日、9月18日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決のあと、閉会となります。

続きまして、議事日程でございます。

平成27年9月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火曜日）9時30分開議

- | | |
|-----|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 発議第2号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則 |
| 第6 | 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 第7 | 議案第52号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第8 | 議案第53号 新町建設計画の変更について |
| 第9 | 議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例 |
| 第10 | 議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 第11 | 議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 第12 | 議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号） |
| 第13 | 議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第14 | 議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第15 | 議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 第16 | 議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 第17 | 議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について |
| 第18 | 認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について |

- 第19 認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定について
- 第23 報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告について
- 第24 報告第5号 平成26年度公営企業に係る資金不足比率の報告について
- 第25 請願案件

以上でございます。

東清剛議長

これより、本日の会議を開きます。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑 正量君

16番 平野 倅規君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日9月8日から9月18日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3

東清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る9月1日に、議会運営委員会が開催され、9月定例会に関する運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、定例会に提案され受理した案件は、発議が1件、諮問が1件、条例改正、補正予算等一般議案が11件、認定案件が5件、報告が2件の合計20件となっております。

また、請願4件を受理しております。

陳情・要望書については、申し合わせのとおり議員の棚に配付しております。

次に、決算認定議案の審査については、議会の申し合わせにより決算特別委員会を設置して審査することになっています。議会運営委員会において、特別委員会の設置に関して協議をいただいた結果、決算特別委員会の委員の定数は7人とし、構成については、総務産業常任委員会から4人、教育民生常任委員会から3人を選出させていただきます。

なお、議案については、本日の本会議において追加議案として提出したいと思っております。各常任委員会において、休憩中にそれぞれ委員の選出をしていただくようお願い申し上げます。

次に、一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくことになります。

なお、通告書の受付は、本日、午前8時30分から受付を開始し、締め切りは午後5時までとなっております。決算認定議案の説明などで会議が長引くことが考えられますので、

通告書の締め切り時間には十分に注意していただくことをお願いいたします。

なお、質問の内容については具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみで、要旨が記載されていない通告書は受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成27年度普通会計の7月分と、平成27年度水道事業会計の7月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合の開催についてであります。10月7日、水曜日、午後2時から東紀州農業共済事務組合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださるようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の垣内勇さんが、8月31日に、ご逝去されました。垣内氏におかれましては、昭和58年の選挙で紀伊長島町議会議員に初当選して以来、平成18年11月30日の任期満了による引退までの6期、23年6カ月、町議会議員として町の発展に多大なご尽力をされました。ご冥福をお祈り申し上げます。

次に、会議における服装についてであります。

10月31日までは、クールビズを実施することといたしておりますが、本会議での服装については、上着、ネクタイを着装することといたします。

なお、ワイシャツについては、華美なものは避けることをお願い申し上げます。常任委員会や全員協議会等の会議においては、クールビズを実施いたします。

また、議員バッジについては、本会議では着けることとし、その他委員会等では義務付けをしないことといたします。

次に、9月21日、月曜から9月30日、水曜までの10日間で、秋の全国交通安全運動が展開されます。

議員並びに町関係職員、町民の皆様におかれましては、事故の悲惨な実態を深く認識され、人命尊重を町政の基本理念として、町民総ぐるみで決意を新たにして交通安全運動を強力に展開していくことが大切だと思っております。

また、9月29日、午後3時30分から東長島公民館において、交通安全ポスター優秀作品

表彰式に引き続き、交通安全パレードを計画していると伺っております。町民一人ひとりの深いご理解と積極的なご協力によって、はじめてその効果を期待しうるものであります。何卒、多くの方々の参加をお願い申し上げます。

最後に、常任委員会の開催についてであります。先ほど議決いただきました会期日程のとおり、9日、10日の2日間で、常任委員会の開催を予定しております。開催日については、委員長において調整を行っていただき、本日の会議の終わりに報告させていただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

最初に、台風15号の影響による大雨等についてでございます。台風15号につきましては、8月25日、九州熊本付近に上陸後、日本海を北上し、26日午前6時に温帯低気圧になりましたが、この台風の影響によりまして、紀北町では山間部を中心に大雨となり、25日午後12時22分に大雨警報が発表され、ただちに災害対策本部を設置いたしました。

また、午後1時2分に洪水警報、午後1時12分に土砂災害警戒情報が発表され、氾濫危険水位を超えた便ノ山・木津地区及び土砂災害の危険が高まった赤羽地域と船津地域に、それぞれ避難準備情報を発令しました。

職員の配置につきましては、本部長である私と副町長、教育長のほか課長等の災害対策本部員、支部員、排水機場対応の職員など、約70名により警戒体制を整え、また消防団に

つきましては45名が警戒出動をいたしました。

住民の皆さまの避難状況でございますが、東長島公民館と引本公民館に延べ4名の自主避難がございました。

被害の状況であります。人的被害の報告はありませんでしたが、山間部での雨量が多かったことから、林道等に被害が多く発生し、特に林道林ノ谷線と野又越線、作業道北又北足谷線と北又大河内線に大きな被害が発生をいたしました。

また、農業用施設では、二又木用水路、下河内用水路、十須用水路で土砂の堆積などの被害が発生、道路では町道矢口大根1号線が、台風11号の被害箇所ですさらに崩落し、一時通行止めとなったほか、相賀地内では店舗への浸水が1件あり、引本港湾や長島港湾では大量の立木が漂流し、漁業関係者により対処いただいております。

台風15号による大雨等についての報告は以上でございます。

続きまして、紀北町防災訓練の結果報告についてでございます。

去る8月30日に実施いたしました、平成27年度紀北町防災訓練について、ご報告をいたします。

今回の防災訓練は南海トラフ巨大地震と、それに伴う大津波が発生したという想定のもと実施し、各自主防災会において、その想定を踏まえ高台への避難を重点に訓練を行っていただきました。

当日の各地区の住民の方の参加は3,013人、消防団員や両消防署員、役場の職員の参加は約410名でございました。なお、各自主防災会では避難訓練に引き続き、それぞれの地域にあわせた特長のある防災訓練を実施いただいております。

今後も、町民一人ひとりの防災意識の向上を図るとともに、自主防災会、消防・行政機関などとの連携強化に努めてまいります。

また、議員の皆様におかれましても、各地区での訓練にご参加いただき、大変ありがとうございました。

以上、ご報告をいたしまして、9月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

東清剛議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5～日程第7

東清剛議長

お諮りします。

日程第5 発議第2号と日程第6 諮問第2号と、日程第7 議案第52号の3件につきましては、議会からの発議案と人事案件であるため、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号ほか人事案件2件については、委員会への付託を省略し、直ちに本会議で審議することに決定しました。

日程第5 発議第2号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これにつきましては、議会からの発議提案であり、議会運営委員会からの提案となります。

提案者から、提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 平野隆久君。

平野隆久議会運営委員長

皆さま、おはようございます。

それでは、発議第2号の説明をさせていただきます。

発議第2号

平成27年9月8日

紀北町議会議長 東清剛様

提出者 議会運営委員長 平野隆久

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙とおり地方自治法第109条第6項及び紀北町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由といたしまして、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について、新たに規定するため、本規則の一部を

改正する。

また、平成22年11月30日、内閣法制局長官決定、「法令における漢字使用等について」に準拠し、規則中の字句の表記等に必要な改正を行うものであります。

それでは、説明に関しまして3ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

左が新規則、右が旧の規則でございます。

改正しようとするものは、まず第2条の欠席の届出についてでございます。現行規則では略とさせていただいておりますが、第2条第1項におきまして、議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならないと規定しています。

これまでも出産を理由に欠席することは可能でありましたが、出産を事故扱いとすることに対しては批判がございました。新規則では第2項として、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができるということを、新たに規定しています。

次に、第7条、第50条、第54条につきましては、平成22年11月30日付けの内閣告示第2号をもって、常用漢字表が告示されたことに伴いまして、内閣法制局長官より法令における漢字使用等についてが定められましたので、それに準拠し「全て」という字句を、漢字表記に改めるものでございます。

第72条につきましては、政務調査費等を政務活動費等に名称変更するものでございます。

平成24年の地方自治法改正により、政務調査が政務活動費に改正されましたことによるものでございます。

第88条につきましては、第7条、第50条、第54条と同様に、全てという字句を漢字表記に改めるものでございます。

以上でございます。皆さんご審議のほどよろしくお願いいたします。

東清剛議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

いいですか。欠席の届出の第2条ですね。今、説明あったように、いろいろ、この出産

で欠席の場合は、批判もいろいろあったということの、今、説明があったけど、当町でそのようなことがあったのか事実。

それで、当町にとって、これをつけてやらなければ、上位条例でつけるのか。

それで、当町にそういう事態が発生したこともあったもので、改正するんですか、そのところちょっと説明願います。

東清剛議長

議会運営委員長 平野隆久君。

平野隆久議会運営委員長

それでは、8番入江議員の質疑に対して答弁させていただきます。

これに関しましては、全員協議会等において説明をさせていただいております。その中におきましては、以前にあったかどうかについては議論がありませんでしたし、また、議会運営委員会におきましても、以前にあったかどうかは、意見として出ておりませんでした。過去にありましたかどうかは、私はちょっとわかりませんので、その説明はできませんので、よろしく願いいたします。

東清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

委員長、今あんたそういう議論がなかったと言うんやったら、報告。あんた言葉に出しているから、私は言ったんですよ。あんたその委員会でなかった言葉を、質問も何もなかったものを、今、報告したことになるの。委員会では質疑、質問がなかったことは、答えられないというのは原則として、ルールにあるわね。

それあなたが言ったから、私は今、あなたの言葉に対して質問しとるんや。それをなかったんだったら、取り消さないかんよ、それは。

東清剛議長

平野隆久君。

平野隆久議会運営委員長

それでは、8番入江議員の質疑に対してお答えします。

議会運営委員会におきましては、ありませんでした、そういう質問は。ただ、全員協議会で今、私が委員長として報告させていただきました、出産を理由に欠席することは可能ですが、出産を事故扱いすることへの批判がございましたということで、今回、出産の言

葉をつけさせていただいたということは、全員協議会においても、皆さまご出席のもと説明はさせていただきましたので、そういうふうに理解して、今回このように答弁を、報告をさせていただいております。ご理解をお願いいたします。

以上であります。

東清剛議長

わかりました。

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

それじゃあね、この条例は、要は法律でできたから、上位法令ができたから、関連してつくっておることでしょう。ただそれに関連してつくった、この条例にしてんじゃないの。この特殊事情があるわけ。ないんでしょう。法律が制定されたから、それに伴う法改正じゃないんですか。

東清剛議長

平野隆久君。

平野隆久議会運営委員長

それでは、もう一度、8番入江議員の質疑に答弁させていただきます。

これに関しましては、あくまでも委員長報告ですので、委員会で質疑のあったことだけ報告させていただいています。また、その点におきまして、また、全員協議会で説明をさせていただいておりますので、この場においては、質疑に対して答弁はできかねませんので、どうぞご了承よろしく申し上げます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

まず、反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

東清剛議長

お諮りします。

人事案件2件につきましては、提案者より一括して、提案理由の説明並びに内容説明を求めることといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、人事案件2件につきましては、提案者より一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員の宮原良雄氏が、本年12月31日をもって任期満了となることに伴いまして、後任として、紀伊長島区長島969番地、服部峰穂氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

宮原氏におかれまして、平成15年10月に人権擁護委員に就任され、長きにわたり人権擁護委員として多大なご尽力を賜わってまいりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

す。後任の服部氏におかれましても、行政関係に精通するとともに、人格識見に優れ、地域社会に根ざした積極的な活動が期待できることから適任であると判断したものでございます。

議案第52号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。前紀北町固定資産評価審査委員会委員の村島尠郎氏が、本年8月10日をもって辞職したことに伴い、優れた人格と高い識見を有する、紀伊長島区東長島272番地1、高須悦子氏を後任として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

人事案件は以上2件であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終了します。

東清剛議長

諮問案件に対して、議会としての答申の意見を取りまとめるため、ここで10時10分まで休憩いたします。

(午前 10時 02分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 10分)

東清剛議長

これより、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての討論、採決に入ります。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

本件については、適任という意見を付して答申することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、諮問第2号については、適任という意見を付して答申することに決定しました。

東清剛議長

次に、日程第7 議案第52号 紀北町固定資産評価審査委員会委員の選任につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

議案第52号の質疑をさせていただきます。

文字のとおり固定資産評価の審査の会議の方の、委員の選任だと思うんですけど、具体的に固定資産評価審査委員会はどのような仕事をされるのか、具体的な説明をお願いいたします。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

業務の内容についてご説明させていただきます。

審査委員会は納税者から不服があるとして、審査を申し出を受けた固定資産課税台帳に登録された価格に関し審査し、これを決定することを目的として、法律に基づいて設けられた第三者機関であります。公平、中立的な立場から固定資産の価格が適正に評価されたものであるかどうかについて審査いたします。

以上でございます。

東清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

詳しく説明していただきました。

今回は教師の方が委員としてされておりますが、先ほどの説明を受けますと、専門的な知識の委員の方も必要ではないかなと思いますが、そのような委員の方もいらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

専門的な委員という方は、委員の中にはございません。ただ、年1回、研修会を設けさせていただいて、勉強のほうをさせてもらっています。

以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

よくわかりました。今回、教師から教師へ、教師の経験者の方から教師の経験者の方に代わったので、そこら辺をお伺いしました。任期についてはですね、選任の任期については、11月27日までとなっているんですが、途中で代わられたので、こうなっているのかなと思いますが、正式には任期は何年でしょうか。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

29年11月27日でございます。

以上でございます。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

3年でございます。

以上でございます。

東清剛議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

課長、この委員の人は何人おるの。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

3名でございます。

東清剛議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

その3名の方のちょっと名前を言っていただいて、過去の職業等もお聞かせ願いたい。

このね、町の固定資産税の評価額が妥当かどうかということですけど、いわゆる過去の県の買収価格、国の買収価格、町の固定資産税のいわゆる上昇率を見ておりますと、非常に反比例していますね。町は上がってきておる。国県がどんどん下がっておる。その工事にもよるんでしょうけれども、それぞれの地権者の、権利者の方々の土地を、用地買収をさせていただくのにあたって、僕は過去、約20年ぐらい前からみておりますけれども、非常にアンバランスな、不適切な評価の仕方が、三重県のほうでなされております。

例えば、国土交通省のほうの評価額は、過去、昔が一番高かった。次は県で、町でした。今は逆転してしましてね、町の買収価格のほうが高い、こういうことなんです。だから、例えばね、土地を担保に入れて事業されておる事業所もあるわけですけども、その土地を担保に入っていますね、保証協会であったり、債権回収機構であったり、もしくは各銀

行であったり、それを解除する時に、地権者じゃなくて、第三者の方、いわゆる司法書士の方が、これが適正なんです。いわゆるそういう債権者と話をする時には、司法書士の先生が必要になってくるんです。この方々に出ていただいてもね、そんな話し合いには応じてくれませんか。

ということは、もう少し住民にとってもっとも大切な土地に対する評価額を決定していくにつきましては、僕は決して、この方が教師をされておった方が不適任とはいいません。ただ、その3名の中にそれだけの有識者、いわゆる司法書士を入れておくべきでなかろうかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

現在、固定資産評価審査委員会につきましては、奥田眞介さん、岡本哲男さんの2名でございます。それで、固定資産の評価の決め方なんですが、国土交通省が毎年1月1日に地価公示価格を公表しています。評価にあたっては不動産鑑定士に依頼し、最新の売買実例価格を基に算定しております。町の固定資産評価額は固定資産評価基準を基に、不動産鑑定士に依頼し、3年ごとに見直しを行い、固定資産台帳に登録されております。

算定方法ですが、画地計算法という主要な選定した街路に路線価を付設いたしております。その選定した街路に沿接する宅地のうちから、間口、奥行き、形状から見て標準的なものと認められる宅地を選定し、単位地積あたりの評価額が算定される仕組みになっております。

この方法に準ずる形で個別の土地についても固定資産評価額が決定するという仕組みでございます。

以上でございます。

東清剛議長

12番 東篤布君。

12番 東篤布議員

理論整然と課長おっしゃっていますけれども、実際にそれは町の評価の仕方が、土地の評価の仕方がそうされるんでしょう。でも、実際に国土交通省、三重県、国土交通省の買収の時には、県がその窓口となってやったわけでございますけれども、その時に収用委員会に入った時にね、僕は京都のほうの不動産鑑定士、そちら側の弁護士の先生がこうおっ

しゃったんです。

各県にはそれぞれの今、課長がおっしゃったような評価基準があつてしかるべきであると。町が、県が、国が、まず評価額を出して、それが適正かどうかを第三者機関に依頼をかけて、評価するのは当然でしょう。ただ、今回の三重県のやり方は、いきなり名古屋のコンサル会社にふって、その価格が正しいと判断するのはいかなもんですかと、こういう収用委員会の弁護士の先生から、そのようなお答えがあつたわけです。

現実問題、そのようなことが起こっておるのが現状でございますのでね、課長ね、もちろん奥田先生も、僕もよく存じておりますが、会計士の先生でしてね、司法書士とはまた違うんですよ。その点の認識の甘さがですね、県の買収価格を準じて、町がそれに足並みを揃えるようなことがあつてはいかんとおもいますよ。これは県議会じゃないもんですから、ただ町としてはしっかりと、いわゆる土地の評価をしていかねばならんと、こう思うわけですね。

その点のご理解はございますか。

東清剛議長

もう3回目ですよ、いいですね。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

1つの土地には異なる4つの価格が成立すると言われております。その1つは地価公示価格、それでその1つが相続税価格、固定資産評価額、そして買収、取引価格といいます。例えば地価公示価格が5,000万円の場合、相続税路線価格が4,000万円、それで固定資産評価額が3,500万円、公示価格を100として、概ね路線価格を80%、固定資産評価額を70と均等化が図られております。

また、取引価格のほうにつきましては、売買当事者間で決めた価格、売り急ぎや買い進み等、売買当事者の個別的な事情が、取引価格に影響を与える場合があります。固定資産評価については、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて、適正に評価いたしております。

以上でございます。

12番 東篤布議員

質疑に対して、ちょっと漏れていますね。

いいですか、答弁漏れ。ここで住民に説明していかないかん。いいですか、路線価は下

がってきておるけども、町の固定資産税が上がってきておる理由、過去の税務課長も何遍も皆さん説明しておるわけです。国からこういうふうな税収が下がっておるんだから、固定資産税を上げなさいと。だから、今、先生がおっしゃったような、こういうふうな国の評価と、町の固定資産税の評価が変わっておりますということ、おっしゃらないかんでしよう。そこが一番大事なところ。

東清剛議長

答弁漏れ、答弁してください。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

評価額と固定資産税の税額の関係につきまして、土地にかかる固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇は緩やかになるよう課税標準額を除々に是正する負担調整措置が講じられております。価格が急激に上昇して、前年度の課税標準額の5%を上限として、価格を上げていく措置なので、現在、評価額が下がっても、本来の評価額に達してない場合は、税額が上がる場合があります。

これは平成6年度評価替における7割評価の導入により、それまで地価公示価格の約1割から2割程度の水準であった評価額が、数倍に引上げられたことによる急激な変化が生じないようにできた調整措置であります。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

これはね、やはりインフレの社会では、こういうことなかったと思う。デフレ社会になってですね、2点ほどお聞きいたします。

町は税務課で課税して、約49%ですか、課税価格がね。それに対して1000分の14かけてみえる。家屋はだいたい50年も経過しとったら、家屋にはもう税金がかからないような状況でございます。

この固定資産の評価額してですね、住民からそういう評価についてのですね、異議ですね、異議があったのかどうかということが1点と。

もう1点は、いわゆる固定資産評価委員がですね、今いった国土交通省なり路線価です

ね、それから、相続税の対象になる税務署なりですね、そういう価格をですね、具申することができるのかどうかと。というのは、相続税の問題はですね、だいたい去年から4割、相続税が高くなります。8,000万円が6,400万円になりました。標準世帯でね。

だから、その辺のところ、具申ができるのかどうかと。上部団体にね。

それで、1点目はですね、そういう異議っていうんですか、苦情っていうんですか、おかしいんじゃないかという案件があったかどうかの、この2点についてお答え願います。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

固定資産評価審査委員会については、納税者から不服があった場合、その税金のほうについて高いというような不服があった場合に、その価格に対して適正な評価がされているのかどうか、そういったことを審査する委員会であります。

それで、合併以後、紀北町の中ではそういった不服審査委員会に申した件数はございません。

以上でございます。

東清剛議長

もう1点、答弁漏れです。

(不規則発言あり)

東清剛議長

不規則発言です。

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

固定資産評価額のほうについて、窓口のほうへ来て、納得いかない苦情がある、いうたら評価額が高い、そういった件数はあります。ただ審査委員会へ申した件数のほうはございません。また、審査委員会のほうから上部団体への苦情といいますか、そういったのはできないというふうに思っています。

以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

そうするとですね、国土交通省が路線価ではかりますね。そうすると、税務署はそれの8掛けですわ。それで町は国土交通省の7掛けですわね。その7掛け、49%。49%に対して結局1,000分の14を掛けておるわけですね。

だから、苦情を言ってもですね、それはおそらくデフレーションの問題で、下がっていくことも、国は下げてくるわけですから、なんら、こういう委員会を設けてもですね、私はただ説明するだけであってですね、それを異議申立もできないということが、私は現状だと思います。

それで、先ほど東議員から質問があったようにね、もう銀行あたりはですね、自己評価してですね、例えば損金で処理してますね、その分ね。例えば1,000万円で、当時1,000万円だったと、それが1,300万円、800万円を借りておったと、けどその1,000万円のものが、今は実勢価格としては300万円だというふうに自己査定するわけですね、銀行はね。けども、町の査定はそれのいうたら1,000万円のものは490万円だというふうに査定するわけですね。

だから、その辺のね、いわゆるデフレに入ってですね、差が出てきとるわけですね。銀行は300万円だから500万円を損金勘定してですね、損金で、PLで落とします。そして、300万円については引当金を、借方に積んでですね、三角に積んでおります。その辺のいわゆる、今までいわゆるバブル以降ですね、こういう問題が出てきたわけですね。それについての認識を、私はお持ちでない方が固定資産評価に入ってみえる方が多いんで、やっぱりその辺のところもやっぱり勉強していただかないと、困るんじゃないかなというふうに質疑をさせていただきます。

東清剛議長

中村税務課長。

中村吉伸税務課長

固定資産評価審査委員会については、町の価格に対して、それが公平であるか、公正であるか。そういったことを審査する委員会であります。それで、公正・中立的な立場から固定資産の価格が適正に評価されているのかどうか、そういったことについて審査する委員会でございます。

以上でございます。

東清剛議長

よろしいですね、理解してください。

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終了いたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第7 議案第52号について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8～日程第22

東清剛議長

お諮りします。

日程第8 議案第53号から、日程第22 認定第5号までの15件については、提案理由並びに内容説明を求めるため、一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第22までの15件については、一括議題とすることに決定

しました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

先ほどの人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございますございました。

引き続きまして、各議案の提案理由について、ご説明を申し上げます。

議案第53号 新町建設計画の変更についてであります。東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部が改正されたことにより、合併特例債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画の一部を変更する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例であります。紀北町立幼稚園において一時預かり保育を実施することに伴い、本条例を定める必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例であります。手数料を新たに徴収及び廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例であります。福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,541万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,050万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,707万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,236万円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,056万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

あります。

議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額を変えず、歳入のみ繰越金を248万6,000円増額し、繰入金から同額を減額するという組み替え補正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）であります。資本的支出について、建設改良費を594万8,000円増額し、総額を3億5,219万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分についてであります。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、未処分利益剰余金の一部を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求めるものであります。

認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定について

この5件につきましては、一般会計、特別会計並びに企業会計の平成26年度の決算であります。認定第1号から第4号までにつきましては地方自治法第233条第3項、認定第5号につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものであります。

以上、10件の議案、5件の認定につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

東清剛議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

東清剛議長

では、ここで、暫時休憩いたします。

10時50分まで休憩といたします。

(午前 10時 37分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 50分)

東清剛議長

続いて、各議案の内容説明を求めます。

それでは、議案第53号についての内容説明を求めます。

中場企画課長。

中場幹企画課長

それでは、議案第53号 新町建設計画の変更について、ご説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第53号 新町建設計画の変更について

新町建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第5条第7項の規定により議会の議決を求める。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由でございますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部が改正されたことにより、合併特例債を起すことができる期間が延長されたことに伴い、新町建設計画の一部を変更する必要性が生じたためでございます。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年6月27日に施行され、合併特例債を起すことができる期間が、被災市町村は合併年度及びそれに続く20年度、被災市町村以外は合併年度及びそれに続く15年度に改正されたことにより、平成17年1月紀伊長島町、海山町合併協議会において策定された、現行の新町建設計画を変更するものでございます。

今回の法律改正は、合併特例債を起すことができる期間の延長でございます。

既存の新町建設計画の期間である、平成18年度から平成27年度の10年間で、平成32年度までの15年間に変更することにより、今後、5年間、合併特例債を起すことができるようになります。

このことから、新町建設計画の変更は、合併特例債を起す期間の延長を主眼において、必要最小限の修正に止めることで、三重県との事前協議を行っております。

新町建設計画は合併時において、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定した、新町の基本方針でありますので、その基本方針は変更いたしておりません。

今回、変更が必要な項目として期間の延長、財政計画の見直し、合併特例債を充当しようとする市町、事業の追加とされており、それ以外については、基本的に変更を行わずによいことになっておりますが、人口等の新町の概況につきましては、できるだけ新しい数値に変更いたしました。

一方、新町の施策や合併特例債を活用できる事業等は、現行の新町建設計画に記載されている文言で、ほとんどの事業が該当することから、新しく起債を起すことができるようになりました公共施設の除却事業などの一部を除き、基本的に変更、追加を行っておりません。

また、終了している事業につきましても、修正する必要がないとのことで、修正はいたしておりません。なお、新町建設計画の変更につきましては、旧の市町村合併の特例に関する法律により、地域協議会の意見を聴き、県に協議を行い議会の議決を経て変更することができることと規定されており、あらかじめ両区の地域協議会のご意見をお聴きして、三重県に協議をいたしております。

それでは、6ページから14ページの説明に入らせていただきます。

まず6ページから14ページでございますが、ここにつきましては改正文がならんでおりますので、詳しくは15ページから27ページの今回、変更を行った部分の新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

右が変更前で、左が変更後という計画でございます。

まず、15ページからご説明をさせていただきます。

まず目次につきましては、第3章第2節の世帯の部分を削除してございます。これにつきましては、以前、三重県が国勢調査の過去の傾向に沿いまして、世帯数を推計しており

ましたが、現在、三重県はそれを実施していないということでございまして、世帯数の推計ができなくなっているという状況でございますので、この世帯を外したことから目次も削除をさせていただいております。

続きまして、第1章 序論の第2節、計画策定の方針では、計画期間を平成18年から平成32年までの15カ年とし、5年間延長してございます。

15ページから18ページの第2章 新町の概況、第2節 気候、第3節 面積、第4節 人口と世帯、第5節 産業の構造は、最新の数値及び表、グラフに変更してございます。

18ページをお願いしたいと思います。

18ページの下段でございますが、第3章 主要指標の見通し、第1節 人口、19ページを見ていただきたいんですが、1. 総人口につきましては、最新の国勢調査人口と予測人口に変更してございます。なお、人口予測につきましては、三重県において行っていた人口予測システムによる予測値を使用しておりましたが、三重県がその予測をやめ国立社会保障・人口問題研究所予測を使用していることから、町も国立社会保障・人口問題研究所予測の数値を利用しております。

2. 就業人口は、平成22年国勢調査の就業人口及びその割合を平成32年人口予測に乗じて予測した数値に変更しております。

第2節の世帯につきましては、三重県において国勢調査の過去の傾向により世帯数を推移した数値を使用しておりましたが、現在、推計を行っていないことから、推計データがなく削除をいたしてございます。

20ページ、21ページは人口の実績と予測の表及びグラフの変更でございます。

22ページをお願いいたします。

第5章 新町の施策、第1節 自然と共生した安全で快適で暮らせるまちづくりの1-2 生活環境の整備、②の廃棄物の適正処理の推進の主要事業、一般廃棄物処理施設（旧炉解体・再生利用施設）整備事業とありますが、旧炉解体・再生利用施設に特化した整備事業と捉えられることから、一般廃棄物処理施設整備事業に変更して、一般廃棄物処理施設整備の全体の事業を網羅するというに変更させていただいております。

④下水道の整備の主要事業、し尿処理施設の設備改修事業とありましたが、改修事業だけと捉えられることから、し尿処理施設の整備事業に変更して、し尿処理施設の整備全体の事業を網羅することといたしました。

第3節 活力ある豊かなまちづくり、3-1 産業の振興、②でございます。林業の振興

に地域資源を最大限に活用し、林業振興を図るため木質バイオマスの利用促進に努めますを追加するとともに、主要事業に木質バイオマス利用促進事業を追加いたしてございます。

22ページから23ページ、第4節 豊かな心を育む、教育と文化のまちづくり、4-1、生涯学習の推進、②生涯スポーツの振興に、地域スポーツ活動の振興、スポーツ人口の増加、健康づくり活動の活性化により、健康寿命の延長を目指します。また、地域スポーツ団体等と連携し、スポーツ合宿の拡大とスポーツ大会の誘致を進めますを追加いたしております。

第7章 公共的施設の整備に、施設の再利用が困難な公共的施設については、除却を進めますを追加いたしました。これは地方財政法の改正によりまして、公共施設の除却についても、起債を起こすことが可能となったことから追加したものでございます。

23ページから24ページ、第8章 財政計画、第1節 策定の基本的な考え方でございます。1. 計画期間を2006年度、平成18年度までの10カ年計画を、2020年度、平成32年度までの15カ年計画に変更してございます。

考慮事項の算定につきましては、原則として平成12年度から平成14年度の決算額の平均値を基準としたものを、平成25年度の決算額を基準値と変更してございます。

③の地方交付税の普通交付税につきましては、一本算定への段階的な移行を反映するというふうに変更し、特別交付税につきましては、平成26年度予算と同額を毎年見込むものと変更してございます。

④国庫支出金、県支出金につきましては、過去の実績等を基本に特殊要因を除いた、平成26年度予算額と同額を毎年見込むことに変更してございます。

2. 歳出でございます。

25ページをお願いいたします。

①人件費につきましては、職員数を平成28年度水準を維持することとして算定するというふうに変更してございます。

②扶助費は、平成26年度予算を基準とすることに変更してございます。

③公債費につきましては、新たに借りることとなる地方債の償還見込み額を加味して算定することに変更してございます。

④物件費につきましては、これまでの実績額に対し、消費税率のアップを勘案して算定してございます。

⑤補助費等は、過去の実績等を基準に現在の水準を維持するものとして算定してござい

ます。

⑥の繰出金につきましては、特別会計への繰出金、平成26年度の予算額と同額を算定すると変更してございます。

26ページは新しい財政計画表、27ページは旧の財政計画表でございます。

内容につきましては、以上でございますが、去る8月15日に開催をさせていただきました議会全員協議会において、新町建設計画の変更の資料に沿って、ご説明をさせていただいておりますが、その資料の一部の数字に誤りがありましたので、その部分を修正をさせていただきますして、本日、提案させていただいた議案としてさせていただいておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

修正した部分につきましては、第2章、第3節の面積及び第5節の産業構造の数値の一部でございます。大変申し訳ございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

東清剛議長

次に、議案第54号についての内容説明を求めます。

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

それでは、議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例につきまして、説明させていただきます。

議案書28ページをご覧ください。

議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例

紀北町立幼稚園一時預かり保育条例を別紙のとおり制定する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町立幼稚園において一時預かり保育を実施することに伴い、本条例を定める必要が生じたためでございます。

それでは、29ページをご覧ください。

第1条の趣旨でございますが、この条例は、町立幼稚園に通う園児に対しまして、保護者のやむを得ない事由により、園児を一時的に預かるために条例を制定するものでございます。

第2条は対象者についてでございます。

第1号、保護者または扶養義務者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により一時的に保育が必要となった園児、第2号では前号に掲げる者のほか、園長が特に必要と認める園児を預かるものでございます。

第3条、保育の内容でございますが、学校教育法に基づかない託児方法によるものでございます。

第4条は、施設の使用について、第5条は預かり保育料等について定めており、その内容につきましては、別表第1をご覧ください。

階層区分、第1階層は、生活保護法による被保護世帯、第2階層は、第1階層を除く前年度分の町民税非課税世帯で、保育料はともに0円でございます。第3階層は、第1、第2階層以外の世帯について定めており、その保育料につきましては、30ページの別表第2をご覧ください。

左上が小学校1年生から3年生までの子どもを有していない世帯、右が小学校1年生から3年生までの子どもを有している世帯、2つに分けてございます。有していない世帯につきまして、3つの区分がございます。1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者は300円です。同一世帯から2人以上就園している場合の次の年長者は150円になります。同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児については0円になります。具体的に申しますと、三つ子であった場合、三つ子の一番上の方が300円、2番目の方が150円、3番目の方が0円になるということを記載しております。

右の小学1年生から3年生までの子どもを有している世帯につきましては、小学校1年生から3年生までの子どもを有しており就園している場合の最年長者150円で、3番目にあたる子どもにつきましては0円というふうになってございます。

29ページにお戻りください。

第6条は委任でございますが、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則につきましては、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第54号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第55号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書31ページをご覧ください。

議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例

紀北町手数料条例（平成17年紀北町条例第76号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

手数料を新たに徴収及び廃止することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

さて、この度の改正内容でございますが、印鑑登録証の忘失による再交付の際、手数料を新たに徴収するものと、マイナンバー制度が10月から始まることに伴い、手数料を廃止及び新たに徴収するものでございます。

順番にご説明させていただきます。

32ページをご覧ください。

改正文でございますが、まず印鑑登録証の忘失による再交付につきましては、1件につき200円を徴収するものとして、新たに設置した手数料でございます。これにつきましては、重要なマイナンバーカードが近く交付されることもございまして、あわせて印鑑登録証の重要性を所有者の方に再認識していただき、大切に管理していただくために、安易な再交付を抑止することが目的でございます。

印鑑登録証の再交付の手数料につきましては、県内市町の状況を調査しました結果、1件につき200円が妥当と判断したものでございます。

次に、住民基本台帳のカードの交付の項を削りににつきましては、現在1枚につき500円を徴収してございますが、マイナンバー制度の開始に伴い廃止するものでございます。

次に、個人番号通知カードの再交付1件につき500円の徴収と、個人番号カードの再交付1件につき800円の徴収につきましては、マイナンバー制度の開始に伴い徴収するものとして、新たに設置した手数料でございます。

附則につきましては、本条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

33ページにつきましては、新旧対照表でございます。

以上で、議案第55号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしく願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第56号の内容説明を求めます。

植地建設課長。

植地俊文建設課長

それでは、議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書34ページをお願いいたします。

議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例

紀北町営住宅条例（平成17年紀北町条例第134号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

35ページは改正文でございます。

詳細につきましては、36ページの新旧対照表でご説明いたします。

36ページをお願いいたします。

右が旧条例、左が新条例です。

福島復興再生特別措置法の一部が改正され、本条例第6条第3項中、引用する条項である30条を40条に改正するものでございます。

附則におきましては、条例の施行日を公布の日から施行するとしております。

なお、本条例の改正につきましては、入居者の資格について記載されている、第6条3項中、引用する条例の条がズレたものであり、入居者の資格に変更が生じるものではございません。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしく願いします。

東清剛議長

次に、議案第57号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の内容につきまして、説明させていただきますので、予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

平成27年度紀北町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,541万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,050万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正でございますが、固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画整備事業につきまして、期間を平成27年度から28年度、限度額を1,519万6,000円として、債務負担行為を追加するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

地方債の補正でございますが、1の追加につきまして、国補町道道路災害復旧事業を限度額830万円として追加しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、これまでと同様でございます。2の変更につきましては、過疎対策事業の限度額を80万円増額し、3億450万円として、合併特例事業の限度額は3,210万円増加し、3億3,140万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明させていただきますので、8ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料、第2項・手数料、第1目・総務手数料は3万2,000円を増

額するもでございます。主なものとしたしましては、個人番号通知カードの再交付手数料等で、総務費の総合住民情報システム運営事業に充当するもでございます。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は156万3,000円を増額するもでございますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、上乗せ交付金は100万円で、農林水産業費の水産総合企画事業に、個人番号カード事務費補助金56万3,000円は総務費の総合住民情報システム運営事業に、それぞれ充当するもでございます。

第7目・消防費補助金2,850万円の減額は、社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）の交付額の決定に伴う減額でございます。

第8目・教育費補助金217万円の増額は、へき地児童生徒援助費等補助金で教育費の児童・生徒スクールバス運行事業に充当するもでございます。

第9目・災害復旧費補助金1,213万3,000円の増額は、町道道路災害復旧事業費補助金で、災害復旧費の国補町道道路災害復旧事業に充当するもでございます。

9ページをご覧ください。

第3項・委託金、第2目・民生費委託金54万円の増額は、国民年金事務委託金で民生費の国民年金事業に充当するもでございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第8目・教育費補助金は6万円を増額するもでございますが、公立小中学校開かれた学校づくり支援事業補助金で、教育費の公立小中学校開かれた学校づくり支援事業に充当するもでございます。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金2,940万6,000円の減額は、当初予算及び補正1号、補正2号で、財政調整基金より繰入れをした一部を戻入れするもでございます。

10ページをご覧ください。

第2項及び第1目が特別会計繰入金3,277万2,000円の増額は、後期高齢者医療特別会計繰入金で療養給付費精算に伴う一般会計の繰入れでございます。

第18款、第1項、第1目ともに繰越金は3億6,285万1,000円を増額するもでございますが、一般会計への歳計剰余金でございます。

第20款及び第1項は町債、第7目・消防債は2,780万円を増額するもでございますが、消火栓新設事業債は80万円で、消防費の消防機械器具整備管理事業に充当するも、津波避難タワー建設事業債は2,700万円で、地震・津波災害避難路等整備事業の社会資本整

備総合交付金（都市防災総合推進事業）の交付額の減額に伴う、合併特例事業債でございます。

第8目・教育債510万円の増額は、教育費の児童・生徒スクールバス運行事業に充当する合併特例事業債でございます。

11ページをご覧ください。

第9目・災害復旧事業債830万円の増額は、台風11号の豪雨により、崩落した町道矢口大根1号線の道路災害復旧に要する経費で、災害復旧費の国補町道道路災害復旧事業に充当するものでございます。

次に、歳出予算を説明させていただきますので、12ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第1目・一般管理費は287万2,000円を増額し、5億7,019万3,000円とするものでございますが、総合住民情報システム運営事業の個人番号カード事務対応に要する経費でございます。

第5目・財産管理費は3億3,968万5,000円を増額し、5億6,743万7,000円とするものでございますが、地方公会計の統一的な基準による財務書類等の作成にあたり、基礎資料である固定資産台帳の整備及び公共施設等の老朽化対策の推進を図るため、公共施設等総合管理計画整備事業の委託料980万円と、基金管理事業では財政調整基金など基金への積立金が3億2,988万5,000円でございます。

第6目・企画費は96万6,000円を増額し、5,207万3,000円とするものでございますが、ふるさと寄附金（納税推進にかかるPRに要する経費）でございます。

13ページをご覧ください。

第2項・徴税费、第1目・税務総務費は118万8,000円を増額し、8,696万5,000円とするものでございますが、軽自動車税の法律改正に伴う電算業務委託に要する経費でございます。

14ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は34万1,000円を増額し、8億141万8,000円とするものでございますが、海野児童公園立木剪定等に要する経費でございます。

第4目・国民年金事務費は54万円を増額し1,688万6,000円とするものでございますが、国民年金システム改修に要する経費でございます。

15ページをご覧ください。

第2項・老人福祉費、第4目・老人保健費は8万円を増額し、33万2,000円とするもの
でございますが、老人保健医療給付事業の前年度精算による社会保険診療報酬支払基金へ
の返還金でございます。

16ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第2項・清掃費、第3目・し尿処理費は、334万8,000円を増額し、
6,694万9,000円とするものでございますが、し尿処理場の機能の現状把握のため、精密機
能検査を行う経費でございます。

17ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第1項・農業費、第5目・農地費は100万円を増額し、7,447万
8,000円とするものがございますが、台風11号による町内用水路頭首口の土砂堆積の撤去
及びポンプ修繕等でございます。

18ページをご覧ください。

第2項・林業費、第3目・林業施設費は406万4,000円を増額し、4,416万7,000円とする
ものがございますが、台風11号等による林道の法面崩落修繕及び支障木、危険木の伐採に
伴う委託料などがございます。

19ページをご覧ください。

第3項・水産業費、第1目・水産業総務費は100万円を増額し、2,305万4,000円とする
ものがございますが、東紀州養殖ヒロメの知名度向上及び需要拡大を図るための補助金で
ございます。

第2目・水産業振興費は205万円を増額し、2,560万1,000円とするものがございますが
長島港魚市場浮棧橋修繕事業などへの補助金でございます。

第3目・漁業管理費は245万7,000円を増額し、3億4,392万円とするものございま
すが、海野漁港土砂撤去及び島勝漁港流木撤去に要する経費でございます。

20ページをご覧ください。

第8款及び第1項は消防費、第3目・消防施設費は102万1,000円を増額し、2,499万
3,000円とするものがございますが、相賀地区の消火栓移設工事費の増額などに要する経
費でございます。

第5目・災害対策費は131万5,000円を増額し、1億6,184万円とするものございま
すが、防災行政無線屋外子局移転工事等で131万5,000円と、地震津波災害避難路等整備事業
の財源更正でございます。

21ページをご覧ください。

第9款・教育費、第1項・教育総務費、第2目・事務局費は773万4,000円を増額し、8,568万4,000円とするものでございますが、平成28年度から志子地区の児童が、赤羽小学校に通学するためのスクールバス購入に要する経費でございます。

第3目・教育振興費は9万円を増額し、290万9,000円とするものでございますが、地域に開かれた学校づくりをめざし、事業再検討による事業費の増でございます。

22ページをご覧ください。

第2項・小学校費、第1目・学校管理費は274万円を増額し、2億847万5,000円とするものでございますが、引本小学校浄化槽フロア修繕ほか129万7,000円と、相賀小学校プール漏水改修工事ほか144万3,000円でございます。

23ページをご覧ください。

第3項・中学校費、第1目・学校管理費は108万8,000円を増額し、8,141万1,000円とするものでございますが、赤羽中学校ランチルームエアコン修繕ほか42万8,000円と三船中学校校舎内漏水修繕工事ほか66万円でございます。

24ページをご覧ください。

第4項及び第1目が幼稚園費は83万6,000円を増額し、5,307万7,000円とするものでございますが、紀伊長島幼稚園の遊戯室床修繕改修方法の変更に伴うものでございます。

25ページをご覧ください。

第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は50万円を増額し、1億4,896万円とするものでございますが、芸術振興事業として熊野古道美術展にかかる経費への補助でございます。

26ページをご覧ください。

第10款・災害復旧費、第3項・公共土木施設災害復旧費、第1目・道路橋梁災害復旧費は2,050万円を増額するものでございますが、台風11号の豪雨により崩落した町道矢口大根1号線の道路災害復旧に要する経費でございます。

27ページは債務負担行為に関する調書でございます。

28ページは、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、29ページの合計欄をご覧ください。前年度末現在高は122億2,380万7,000円であり、当該年度中の起債見込み額が今回の4,120万円の増額を含め、11億9,960万円、当該年度中の元金償還見込額が13億9万4,000円でございますので、当該年度末現在高見込額は121億2,331万3,000円となる見

込みでございます。

以上で、議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第58号、59号についての内容説明を求めます。

脇住民課長。

脇俊明住民課長

それでは、議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,707万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,236万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第4款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第1目・療養給付費等負担金9万1,000円の減額は、平成27年度分の老人保健医療費拠出金の決定に伴い、療養給付費等負担金のうち老人保健医療費拠出金分を減額するものでございます。

次に、第5款、第1項、第1目ともに療養給付費交付金5万9,000円の減額は、同じく老人保健医療費拠出金の決定に伴うものでございます。

第6款、第1項、第1目ともに前期高齢者交付金4,162万円の減額は、社会保険診療報酬支払基金から交付される前期高齢者交付金の決定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

第10款・繰入金、第2項、第1目ともに積立基金繰入金2,058万6,000円の増額は、繰越金の精算により財政調整基金の繰り入れを増額するものでございます。

第11款、第1項、第1目ともに繰越金589万7,000円の減額は、前年度事業費の精算によるものでございます。

第12款・諸収入、第4項、第7目ともに雑入4,000円の増額は、前年度の老人保健医療費拠出金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金からの返還金でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第2款・保険給付費、第1項・療養諸費の第1目及び第3目と、9ページの第2項・高額療養費の第1目及び第3目は、ともに前期高齢者交付金額の決定に伴い財源を更正させていただくものでございます。

10ページをご覧ください。

第3款、第1項ともに後期高齢者支援金等の第1目・後期高齢者支援金、第2目・後期高齢者関係事務費拠出金は、前期高齢者交付金額の決定に伴う財源更正と、後期高齢者支援金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

11ページをご覧ください。

第4款、第1項ともに前期高齢者納付金等の第1目及び第2目でございますが、これにつきましても、前期高齢者納付金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

12ページをご覧ください。

第5款、第1項ともに老人保健拠出金の第1目及び第2目は、老人保健拠出金及び事務費の決定に伴う減額でございます。

13ページをご覧ください。

第6款、第1項、第1目ともに介護納付金1,396万7,000円の減額は、介護給付費納付金の決定に伴う減額でございます。

14ページをご覧ください。

第11款・諸支出金、第1項及び第3目ともに償還金15万3,000円の増額は、退職者医療交付金の精算に伴う社会保険診療報酬支払基金への返還金の増額でございます。

以上で、議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

脇俊明住民課長

続きまして、議案第59号の平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成27年度紀北町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,482万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,056万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき歳入から説明させていただきますので、6ページをご覧ください。

第5款、第1項、第1目ともに繰越金3,348万4,000円は、前年度の歳計剰余金でございます。

第6款・諸収入、第2項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金134万5,000円の増額は、還付見込額の増によるものでございます。

続きまして、歳出をご説明させていただきますので、7ページをご覧ください。

第2款、第1項、第1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金71万2,000円の増額は、前年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴うものでございます。

8ページをご覧ください。

第4款・諸支出金、第1項・償還金及び還付加算金、第1目・保険料還付金134万5,000円の増額は、還付見込額の増によるものでございます。

9ページをご覧ください。

同じく第4款・諸支出金、第2項・繰出金、第1目・他会計繰出金3,277万2,000円の増額は、前年度療養給付費の精算に伴うものでございます。

以上で、議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

東清剛議長

次に、議案第60号についての内容説明を求めます。

大谷福祉保健課長。

大谷眞吾福祉保健課長

それでは、議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算総額に増減はございませんが、歳入予算の組替えを行うものでございます。内容につきましては、予算に関する説明書に基づきご説明させていただきます。

それでは、歳入予算について、ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第5款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金248万6,000円を減額し、231万1,000円とするものでございます。

続きまして、第6款、第1項、第1目ともに繰越金は248万6,000円を増額し、248万7,000円とするもので、平成26年度決算による歳計剰余金でございます。この歳計剰余金をもとに、第5款・繰入金と、第6款・繰出金の歳入予算の組替えを行うものでございます。

以上で、議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

東清剛議長

次に、議案第61号、62号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を、ご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成27年度紀北町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第2条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,769万9,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,341万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,637万5,000円、建設改良積立金9,791万2,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出、第1款・資本的支出、既決予定額3億4,624万4,000円、補正予定額594万8,000円、計3億5,219万2,000円。

第1項・建設改良費2億2,162万3,000円、補正予定額594万8,000円、計2億2,757万1,000円。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

予算書の10ページをお願いいたします。

平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画説明書資本的支出でございます。

支出の第1款・資本的支出、第1項・建設改良費、第3項・簡易水道改良費でございまして、既決予定額に対しまして594万8,000円を増額いたしまして、計として7,743万7,000円、この内容につきましては、委託料594万8,000円で、上里地区配水管布設替工事に伴う実施設計業務でございます。

配水管布設替工事につきましては、年次計画を立てて各地域を実施しておりますが、当上里地区におきましては、平成28年度当初予算で実施設計業務、平成29年度から平成32年度まで、4カ年で布設替を実施する計画でございました。

しかし、設置から40年以上経過して老朽化しておるため、漏水事故が度々重なっております。1年でも早く事業を前倒しして、布設替工事を実施いたしたく、本定例会におきまして、実施設計業務費594万8,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

以上で、議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

久保健作水道課長

続きまして、議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分についてをご説明いたします。

議案書の37ページをお願いいたします。

議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について、別紙のとおり未処分利益剰余金4億3,465万9,758円のうち3,735万497円を資本金へ組み入れたいので、議会の議決を求める。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

38ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業会計決算書の抜すいでございます。

4. 平成26年度紀北町水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

組入資本金制度は減債積立金を使用して、企業債を償還した場合や、建設改良を行った場合に、その使用した額を資本金へ組み入れる制度のことでございます。制度改正によりまして、組入資本金制度が廃止されましたが、事業主体の判断で、議会の議決または条例の設置、いずれかの方法により、従来どおり資本金に組み入れることができるとされているため、水道事業としましては、議会の議決を得まして、資本金に組み入れることとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時まで昼食のため休憩いたします。

(午前 11時 50分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

続きまして、決算関係であります。まず、最初に認定第1号から認定第5号までの審査の結果について、代表監査委員から意見等の説明並びに報告を求めます。

松永代表監査委員。

松永剛監査委員

それでは決算審査の報告をさせていただきます。

平成26年度紀北町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算

平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算

平成26年度紀北町土地開発基金運用状況調書

平成26年度紀北町育英基金運用状況調書

平成26年度紀北町国民健康保険出産費資金貸付基金運用状況調書

平成26年度紀北町国民健康保険高額療養費貸付基金運用状況調書

2 審査の期間

平成27年7月23日から平成27年8月26日まで

3 審査を実施した監査委員

私、松永剛。議員の瀧本攻さんです。

4 審査の手続

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類との照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿その他証書類と照合した結果誤りはなく、また、予算の執行及び関連する事務処理についても、適正に行われているものと認められる。

以下、決算数値の詳細などにつきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のページの所見を朗読させていただきます。

所 見

本決算は、地方自治法その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算書等は適法かつ正確に作成され、その収支は適正に執行処理されていることが認められた。

歳入決算額は99億5,079万7,000円であり、その内、自主財源が26億4,033万7,000円で、前年度対比では1億3,760万9,000円の減額となっているが、これは主に繰入金の減によるものであり、自主財源の最たる町税収入としては、前年度対比1,645万8,000円の減額となっているものの、収納率としては現年・過年合わせて、前年度対比2.2%上昇している。人口減少、景気の低迷等により、課税の面からも厳しい状況が続くと思われませんが、自主財源の確保のため、引き続き収納率向上に努めるとともに、ふるさと納税制度についてもより活用を図られたい。

一方、歳出決算では紀勢自動車道地域振興施設整備事業や紀北作業所増改修事業負担金などの大型事業の実施により、総額は94億7,747万2,000円で、前年度対比では、1億8,933万8,000円の増額となっており、津波避難タワー建設事業にも着手するなど、総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに沿った事業が進められている。

また、財政健全化判断比率を見ると、実質公債費比率、将来負担比率とも、健全基準を大きく下回っており、この数字を見るかぎり、現在の財政状況に問題はないといえる。し

かし、依存財源に頼らざるをえない財政構造は、依然として顕著であり、地方交付税の合併算定替特例も平成28年度から5年間で、段階的に縮減されることから、今後どのように推移していくか注視しながらの財政運営が重要であると思われる。

地方経済に目を転じれば、国のアベノミクス政策実施後、緩やかな回復基調が続いているというものの、地域ごとに景気回復のばらつきがみられ、本町においても景気回復を実感できているとは言い難い状況である。ついては町内の若者、女性及び高齢者の雇用促進、景気浮揚につながる事業の推進が今、強く求められていると考えるものである。

本年度は、合併後10周年を迎え、新たな紀北町としての第一歩の年でもある。将来にわたり健全財政の堅持はもちろんであるが、地方創生の総合戦略などについても、十分に検討したうえで、国の交付金等の確保を図るとともに、適用が延長される合併特例事業債や、過疎対策事業債等の有利な財源を十分に活用し、さらなる施策の展開を図られることを望みたい。

松永剛監査委員

続きまして、平成26年度紀北町水道事業会計決算審査意見書の1ページをご覧ください。

第1 審査の概要

1. 審査の対象

平成26年度紀北町水道事業会計決算

2. 審査の期間

平成27年6月30日から平成27年8月6日

3. 審査を実施した監査委員

私、松永剛。議員の瀧本攻さんです。

4. 審査の手続

審査に付された決算書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類の照合等を実施した。

2ページをご覧ください。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

以下、決算数字の詳細等につきましては、ご確認いただくこととしまして、最後のペー

ジの所見を朗読させていただきます。

所見

平成26年度の水道事業会計決算は、総収益4億1,721万円に対し、総費用6億3,123万3,000円で差引2億1,402万3,000円の純損失となっている。

これは、平成26年度に地方公営企業会計制度の改正による会計基準の見直し等により生じたものである。

具体的には退職給付引当金等と減損損失の計上が最も大きな要因である。その内訳としては、退職給付引当金として1億5,497万3,000円の増、貸倒引当金が1,638万5,000円の増、減損損失2,521万9,000円の増により、特別損失で合計1億9,657万7,000円の増となっている。

その他の制度改正による部分での相違点として、1点目に収益で合計1,300万2,000円の増となっており、内訳として退職給付費引当金戻入が43万3,000円増、長期前受金戻入が1,256万9,000円の増である。2点目に営業費用が合計682万8,000円の増となっており、内訳として賞与引当金繰入額が640万2,000円の増、貸倒引当金繰入額が42万6,000円の増である。

また、当町では平成26年度途中で水道使用料検針を奇数月から偶数月検針へ変更したことにより、11ヶ月分の収入となり給水収益が1ヶ月分減収したことも損失増の一要因となっている。

仮に給水収益1ヶ月の平均金額2,793万円を加え、平成25年度までの会計基準で試算すると431万円の純利益が見込まれる。

このようなことから、決算内容については例年と比べ、大きな変動があったものの、水道使用料の収納率は現年度分では99.26%と前年度対比0.87%上昇しており、また、懸案であった古里道瀬簡易水道を廃止し、平成26年度から上水道への統合を実施している。

経営の健全性を判断するキャッシュフロー計算書を見ると、業務活動の業績は概ね良好であり、有利子負債残高を減少させつつ建設改良に係る投資も実施しているため、比較的良好な経営状況にあると考えられる。

なお、退職給与引当金については、毎事業年度支払う一定の負担金をのみを公益企業が負担しており、積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用負担を全て一般会計が負担することとしている場合においては、将来公営企業には新たな費用が発生しないこととなるため、退職給付引当金の計上は不要であるという総務省の見解もあることから、平成27年

度において取り扱いを検討されたい。

以上でございます。

東清剛議長

続いて、会計管理者より、水道会計を除いた認定第1号から認定第4号までの4件についての詳細説明を求めます。

協会計管理者。

協博彦会計管理者

それでは、平成26年度紀北町一般会計及び特別会計3件の歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明いたします。

説明にあたりまして、各会計の収入済額と支出済額は、款のみとさせていただきます。項以降の説明につきましては、主要な事業の説明とさせていただきます。

それでは、認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、説明させていただきます。

議案書の39ページをご覧ください。

認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、決算書の11ページからの平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。また、決算説明資料をお手元に配付させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

それでは、第1款の町税でございますが、町税全体の調定額は17億704万8,737円、これに対しまして収入済額は15億4,257万9,443円で、徴収率は90.37%、前年度が88.17%でありましたので2.20%の増となり、この内、現年度分の徴収率は98.10%、滞納繰越分の徴収率は30.19%であります。

第2款・地方譲与税の収入済額は、6,523万1,000円であります。

第3款・利子割交付金の収入済額は、396万6,000円。

第4款・配当割交付金の収入済額は、1,378万7,000円。

13ページをご覧ください。

第5款・株式等譲渡所得割交付金の収入済額は、785万5,000円。

第6款・地方消費税交付金の収入済額は、1億9,433万9,000円。

第7款・自動車取得税交付金の収入済額は、1,015万6,000円。

第8款・地方特例交付金の収入済額は、476万3,000円。

第9款・地方交付税の収入済額は、42億6,946万7,000円。

第10款・交通安全対策特別交付金の収入済額は、188万8,000円。

第11款・分担金及び負担金の収入済額は9,418万3,303円で、主な収入は、第2項・負担金の第2目の民生費負担金では、私立保育所保育料負担金、老人ホーム赤羽寮入所負担金などがあります。

15ページをご覧ください。

第12款・使用料及び手数料の収入済額は1億5,867万1,581円で、主な収入は、第1項・使用料の第5目・商工使用料では、温泉施設使用料、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料、体験型イベント交流施設使用料、また第6目・土木使用料では、町営住宅使用料などがあります。

第2項・手数料の主な収入は、第1目・総務手数料の内、次のページ、17、18ページにあります、戸籍住民手数料であります。

次に、第13款・国庫支出金の収入済額は6億7,319万6,106円で、主な収入は、第1項の国庫負担金では、第1目・民生費負担金の障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金、児童手当等負担金などがあります。

第2項の国庫補助金の主な収入は第1目・総務費補助金では、市町村合併推進体制整備費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金。

第2目・民生費補助金では、障害者地域生活支援事業費等補助金、臨時福祉給付金給付事業費等補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費等補助金。

第3目・衛生費補助金では、循環型社会形成推進交付金。

第4目・農林水産業費補助金では、農山漁村地域整備交付金（海岸保全施設整備事業）、第6目・土木費補助金では、社会資本整備総合交付金、第8目・教育費補助金では、学校施設環境改善交付金などがあります。

19ページをご覧ください。

第14款・県支出金の収入済額は6億6,581万1,953円で、第1項の県負担金の主な収入では、第2目・民生費負担金の国民健康保険基盤安定負担金、障害者介護

給付費負担金、後期高齢者医療保険基盤安定制度負担金、保育所運営費負担金などが、主な収入であります。

第2項の県補助金の主な収入は、第1目・総務費補助金では、三重県市町村合併支援交付金、発電用施設周辺地域振興事業費補助金、第2目・民生費補助金では、心身障害者医療費補助金、子ども医療費補助金、第3目衛生費補助金では、浄化槽設置促進事業補助金などあります。

21ページをご覧ください。

第4目・農林水産業費補助金では、農業委員会交付金、地籍調査事業費補助金、造林補助事業補助金、みえ森と緑の県民税市町交付金事業費交付金、漁港海岸保全事業費補助金、漁港海岸防災・減災プログラム事業費補助金。

第5目・商工費補助金では、緊急雇用創出事業臨時特例交付金、第7目消防費補助金では、地域減災力強化推進補助金、第10目・電源立地地域対策交付金であります。

第3項の委託金の主な収入は第1目・総務費委託金では、個人県民税徴収取扱委託金、衆議院議員選挙執行委託金などが主な収入であります。

第6目・土木費委託金では、江ノ浦橋の管理委託金や海岸清掃・港湾施設清掃委託金などあります。

23ページをご覧ください。

第15款・財産収入の収入済額は2,334万9,210円で、主な収入は、第1項の財産運用収入では土地の貸付収入、基金運用利息、第2項の財産売払い収入では、土地・立木・物品の売払い収入などあります。

第16款・寄附金の収入済額は221万円で第1目・総務費寄附金につきましては、ふるさと寄附金で畔地謙一様・山田ひとみ様・岩崎幸雄様・大久保豊様・伊藤正彦様・大西丈二様より、それぞれご寄附を受けたものであります。

第17款・繰入金の収入済額は1億5,101万5,478円で、主な収入は、第1項の基金繰入金では、第1目・財政調整基金から、地域づくり事業基金、福祉事業基金、庁舎等改築及び改修基金、災害援護資金償還事業基金や次のページ、25ページの第17目・交通安全対策事業基金からの繰入であります。

第18款・繰越金の収入済額は4億7,884万1,962円で、前年度の歳計剰余金であります。

第19款・諸収入の収入済額は、1億8,948万6,148円で、主な収入は、第1項の延滞加算金及び過料では、町民税や、固定資産税などの延滞金、第3項の貸付金元利収入では、奨学金貸付金返還金と災害援護資金貸付金償還金、第4項の受託事業収入では、第1目・民生費受託事業収入の老人ホーム入所者受託事業と地域支援事業受託事業などの老人福祉費受託事業収入であります。

27ページの第20款・町債の収入済額は14億円となり、第1目・総務債では、地域振興基金債、紀勢自動車道地域振興施設整備事業債、CATV行政放送事業債、緊急医療体制事業債などであります。

第2目・民生債では、障害者支援施設整備事業債、第4目・農林水産業債では、海岸保全施設整備事業債であります。第6目・土木債での主なものは、町道相賀小浦線道路舗装事業債、町道井の島山本5号線道路整備事業債、町道松本本町線道路舗装事業債、町道本地7号線道路整備事業債など、第7目・消防債では、避難路整備事業債、救助工作車整備事業債、消防救急デジタル無線整備事業債などで、第8目・教育債では、小・中学校施設耐震補強事業債であります。

第10目は臨時財政対策債であります。

以上、歳入合計は、予算現額99億8,084万2,674円に対する調定額は101億8,697万8,165円であります。

調定額に対しまして収入済額が99億5,079万7,184円と、第1款・町税の不納欠損額は794万3,527円。また、第1款・町税、第11款・分担金及び負担金、第12款・使用料及び手数料、第19款諸収入を合わせた収入未済額が2億2,823万7,454円と相成りました。

続きまして29ページからの歳出を、ご説明いたします。

第1款・議会費の支出済額は1億1,106万3,310円で、主な支出は、議員報酬や職員人件費のほか、議会活動と事務に要した経費であります。

第2款・総務費の支出済額は18億3,882万420円で、主な支出は、第1項の総務管理費の第1目・一般管理費では、特別職人件費、職員人件費、嘱託職員賃金、総合住民情報システム運営事業などです。31ページの第2目・文書広報費では、CATV行政放送事業、広報きほく作成業務、文書取扱事務経費、第5目・財産管理費は庁舎・公用車の維持管理、財政調整基金、地域づくり事業基金、減債基金、環境衛生施設整備基金、地域振興基金などへの積立金であります。33ページ、第

6目・企画費は地方バス運行対策事業、いこかバス購入事業、高度情報化推進事業などに要した経費であります。

第7目・支所及び出張所費は、嘱託職員賃金、総合支所の管理経費などであり
ます。

35ページ、第13目・地域振興費では、紀勢自動車道地域振興施設整備事業など
に要した経費でございます。

37ページ、第2項の徴税費の第1目・税務総務費は、職員人件費や税務一般事
務費に、第2目・賦課徴収費は、町税の賦課徴収の事務に要した経費であります。

第3項の戸籍住民基本台帳費は、職員人件費、嘱託職員賃金、戸籍電算管理事
業などに要した経費であります。

39ページ、第4項の選挙費は職員人件費や町議会議員選挙費、衆議院議員選挙
費、41ページの知事選挙費、県議会議員選挙費などの執行などに要した経費であ
ります。

なお、35ページに戻っていただきまして、第1項・総務管理費の第14目・地方
創生費に記載されております、繰越明許費4,628万7,000円は、地域活性化・地域
住民生活等緊急支援交付金（地域創生先行型）事業、41ページの第4項・選挙費
の第9目・知事選挙費に記載されております繰越明許費114万1,000円は、知事選
挙執行事業、第10目・県議会議員選挙費に記載されております繰越明許費163万
4,000円は、県議会議員選挙執行事業に要する経費で、それぞれ平成27年度へ繰り
越すものであります。

続きまして、同じく41ページの第3款・民生費の支出済額は26億4,777万610円
で、主な支出は、第1項・社会福祉費の第1目・社会福祉総務費は、職員人件費
や国民健康保険事業特別会計への繰出金、紀北町社会福祉協議会助成事業、紀北
広域連合運営事業、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事
業に、43ページ、第3目・身体障害者福祉費では、心身障害者医療費助成事業、
障害者介護・訓練等給付事業などに、第4目・国民年金事務費は、職員人件費や
年金事務に要した経費であります。

第2項の老人福祉費、第1目・老人福祉総務費は、老人福祉施設措置事業、後
期高齢者医療特別会計への繰出金に、45ページ、第2目・養護老人ホーム費は、
職員人件費や老人ホーム管理運営事業に、47ページ、第3項の児童福祉費、第1

目・児童福祉総務費は、子育て支援センター設置事業、子ども・子育て支援事業計画策定事業、放課後児童クラブ対策事業に、第2目・保育所費は職員人件費や、児童の保育事業などに要した経費であります。49ページ、第3目・児童措置費は児童手当等支給事業、第4目・母子福祉費は一人親家庭等医療費助成事業、子ども医療費助成事業などに要した経費であります。

第4項の災害救助費は、災害援護資金の償還事業に要した経費であり三重県への償還金の支払いや災害援護資金償還事業基金へ積立てたものであります。

続きまして、第4款・衛生費の支出済額は9億9,607万1,964円で、主な支出は、第1項の保健衛生費、第1目・保健衛生総務費では、職員人件費、嘱託職員賃金や地域保健共通事業などに、51ページの第2目・予防費では予防接種事業、母子健診事業、ガン検診事業などに、第3目・環境衛生費では、火葬場及び霊柩車管理運営事業、浄化槽設置整備事業などに要した経費であります。

53ページをご覧ください。

第2項・清掃費の第1目・清掃総務費は、職員人件費、第2目・塵芥処理費は、リサイクルセンター管理運営事業、ごみ収集処理事業、資源ごみリサイクル促進事業、環境衛生センター管理運営事業、不燃物処理施設管理事業などに。

第3目・し尿処理費は、し尿処理事業に要した経費であります。

第3項の上水道費は、簡易水道企業債償還等のための繰出金であります。

続きまして、第5款・農林水産業費の支出済額は3億9,597万8,975円で、主な支出は、55ページ、第1項・農業費の第2目・農業総務費で、職員人件費、東紀州農業共済事務組合負担金、新規就農者総合支援事業補助金に、第5目・農地費では、海岸環境整備事業や土地改良施設維持管理適正化事業、農地防災事業などに要した経費であります。

57ページの第2項・林業費の第1目・林業総務費は、職員人件費、第2目・林業振興費では木造住宅建築促進事業補助金に、第3目・林業施設費は、森林再生による野生鳥獣の生息環境創出事業に、第4目・町有林造成費は職員人件費や町有林の造成などに要した経費であります。

59ページの第3項・水産業費の第1目・水産業総務費は、職員人件費、第2目・水産業振興費は漁業振興対策事業に係る各種補助金や、水産資源増殖のための種苗放流事業に、次のページ61ページの漁港管理費は、三浦及び矢口漁港海岸

保全施設整備事業に要した経費などであります。

なお、この3目・漁港管理費に記載されています繰越明許費の5,118万円は、三浦漁港海岸保全施設整備事業に要する経費で、平成27年度へ繰越すものであります。

続きまして、第6款・商工費の支出済額は2億7,063万4,827円で、主な支出は、第1項の商工費の第1目・商工総務費では、職員人件費、第2目・商工業振興費では、道の駅紀伊長島マンボウや道の駅海山の管理事業、中小企業指導育成事業、道の駅紀伊長島マンボウ・道の駅海山への電気自動車用充電器整備工事、緊急雇用創出事業（地域人づくり事業）などに、次63ページ、第3目・観光費では、観光活性化対策事業、温泉施設管理運営事業及び、今年度は、水中ポンプシステム取替修繕工事、井内浚渫洗浄工事を実施しております。

次に、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業、観光振興推進事業（高速道路延伸関連）などに要した経費でございます。

なお、前のページ第2目の商工業振興費に記載されています、繰越明許費の4,300万円は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地域消費喚起・生活支援型）事業に要する経費で、平成27年度へ繰越すものであります。

続きまして、63ページの第7款・土木費の支出済額は4億2,946万179円で、主な支出は、第1項の土木管理費の第1目・土木総務費では、職員人件費や道路台帳修正業務、地籍調査事業などに、65ページの第2項の道路橋りょう費の第1目・道路橋りょう総務費では職員人件費に、第2目・道路橋りょう維持費では町道の維持・補修事業に、第3目・道路橋りょう新設改良費では、町道相賀小浦線道路舗装工事、町道本地7号線道路整備工事、町道松本本町線道路舗装工事、町道井の島山本5号線道路整備工事などに、第3項の河川費の第1目・河川総務費では海岸環境清掃業務委託事業などに。

67ページの第2目・河川施設費では、準用・普通河川改修工事に、第3目・砂防費では、国補急傾斜地崩壊対策事業に要した経費であります。

第4項・港湾費の第1目・港湾管理費では、江ノ浦橋管理委託事業、港湾環境清掃業務委託事業などに要した経費であります。

第5項の都市計画費の第1目・都市計画総務費では、職員人件費などでありま

69ページの第6項の住宅費では、あけぼの団地給水塔解体工事、小山団地外壁塗装改修工事など町営住宅の管理に要した経費などであります。

なお、67ページに戻っていただきまして、第3項・河川費の第3目・砂防費に記載されております繰越明許費の997万8,696円は、急傾斜地崩壊対策事業負担金を、また第4項・港湾費の第2目・港湾施設費に記載されております繰越明許費の294万8,495円は、港湾施設整備事業負担金を平成27年度へ、それぞれ繰越すものであります。

次に69ページの第8款・消防費の支出済額は7億3,205万763円で、主な支出は、第1項・消防費の第1目常備消防費では、三重紀北消防組合への負担金、第2目・非常備消防費では、消防団出動事業、消防団員活動事業、第3目・消防施設費では、小型動力ポンプ付積載車購入などに、71ページの第5目・災害対策費では、防災行政無線管理事業、大雨・土砂災害・地震・津波災害避難路等整備事業、自主防災組織対策事業などに要した経費であります。

なお、この5目・災害対策費に記載されています繰越明許費の491万円は、地震・津波災害避難路等整備事業に要する経費で、平成27年度へ繰越すものであります。

続きまして、次に第9款・教育費の支出済額は6億9,578万3,544円で、主な支出は、第1項の教育総務費の第2目・事務局費では職員人件費、スクールバス運行業務委託事業に、73ページ、第2項の小学校費の第1目・学校管理費では、小学校11校の管理・運営に要した経費、また各小学校の改修事業に要した経費であります。

75ページをご覧ください。

第2目・教育振興費では、各小学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などに要した経費であります。

第3項・中学校費の第1目・学校管理費では、中学校4校の管理・運営に要した経費、また各中学校の改修事業に要した経費であります。第2目・教育振興費では、各中学校校医報酬、理科教育等設備整備事業、要保護・準要保護児童生徒就学援助費などに要した経費であります。

77ページ、第4項・幼稚園費では、職員人件費、幼稚園2園の管理・運営経費などに要した経費であります。

第5項の社会教育費の第1目・社会教育総務費では、職員人件費、図書室・若者センターなどの運営経費、文化振興事業、放課後子ども教室推進事業費などがあります。

79ページの第2目・公民館費では公民館の管理運営に、第3目・郷土資料館費においても、郷土資料館の管理運営に、第4目・文化財調査費では、文化財保護事業や特別天然記念物カモシカ食害対策事業などに要した経費であります。

81ページをお願いします。

第6項の保健体育費の第1目・保健体育総務費では、スポーツ交流推進事業や社会体育団体活動費等助成事業に、第2目・給食施設費では各学校・給食センター等給食施設の管理・運営に、83ページ、第3目・体育施設費では社会体育施設の管理運営、赤羽運動公園野球グラウンド内ほか整備工事などに要した経費であります。

続きまして、第11款の公債費の支出済額は13億5,983万7,007円で、公債費元金と利子の償還であります。

第14款の予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額99億8,084万2,674円に対しまして、支出済額が94億7,747万1,599円、繰越明許費繰越額が1億6,107万9,191円、その結果、差引不用額は3億4,229万1,884円と相成りました。

85ページの「実質収支に関する調書」をご覧ください。

歳入総額99億5,079万7,000円から、歳出総額94億7,747万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は4億7,332万5,000円となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源2,321万2,000円を差し引いた4億5,011万3,000円を、実質収支額として平成27年度へ繰り越すものであります。

続きまして、財産に関する調書について、ご説明いたします。

前年度に比べ増減のあったところのみ、説明させていただきます。

それでは、87ページからの財産に関する調書をご覧ください。

1 公有財産の(1)土地及び建物でございますが、土地についての区分欄、公共用財産、公園の土地が529㎡の増となっております。これは、中州の公園用地を津波避難タワー用地への振替により256㎡減となり、また忠霊塔前広場を新たに785㎡を都市公園として供用開始した為であります。また、その他の施設が529㎡

の減となっております。これは、忠霊塔前広場785㎡を都市公園に振替たため減となり、また、津波避難タワー用地に公園用地を256㎡振替したためであります。

山林が162㎡の減となっております。これは、紀勢自動車道建設工事のため必要な土地を、中日本高速道路株式会社への売却による162㎡の減であります。

土地の合計では162㎡の減となっております。

次に建物でございますが、建物の木造についての区分欄、その他の行政機関、その他施設78㎡の減となっております。これは、海山区汐見地区にあります見千代鼻教育集会所の老朽化に伴う取り壊しによるものであります。

次に公共用財産、その他の施設987㎡の増につきましては、紀勢自動車道地域振興施設、始神テラスの建築による増であります。

木造建物の合計では909㎡の増となっております。

建物の非木造についての区分欄、公共用財産、その他の施設の建物が10㎡の増となっております。これは、紀勢自動車道地域振興施設始神テラスの喫煙ブース及びポンプ室の建築に伴うものであります。

非木造の建物の合計では10㎡の増となっております。

(2)の山林につきましては、所有では10万5,338㎡の増となっております。貸付林では10万5,500㎡の減となっております。

これは、紀勢自動車道建設工事に必要な土地162㎡の売却及び貸付林の返還10万5,500㎡によるものであります。

合計では、162㎡の減となっております。

立木の推定蓄積量につきましては、所有では、5,694立方メートルの増、分収造林では1,312立方メートルの増であり、いずれも木材の生長による増であります。合計7,006立方メートルの増であります。

(3)の物権の移動はありませんでした。

88ページをご覧ください。

(4)の出資による権利のところ、出資金が全国遠洋沖合漁業信用基金協会では30万円増額となっておりますが、これは増資によるものであります。

(5)の出損金につきましては、増減はありませんでした。

89ページをご覧ください。

2の物品についての増減であります。事業用乗合自動車が、いこかバスの新

規登録により1台増となっております。

3の基金につきましての増減であります。区分、動産の有価証券のところでは2億5,000万円の増額となっておりますが、これは地域振興基金の中から債券を購入したことによるものであります。

次に、預金、一般会計では、財政調整基金で3,012万3,000円減、減債基金では2億57万9,000円増、庁舎等改築及び改修基金295万4,000円減、地域づくり事業基金566万6,000円減、人材育成基金3,000円増、福祉事業基金147万2,000円減、環境衛生施設整備基金1億円増、中山間ふるさと・水と土保全基金2,000円増、地域振興基金では、1億2,408万4,000円の減となっておりますが、今年度の積立分から債券購入に充てた額を差し引いたものであります。また、ふるさと応援基金221万円増、交通安全対策事業基金299万円減、災害援護資金償還事業基金1,456万2,000円減、小計では1億2,094万3,000円の増となり、特別会計では、国民健康保険財政調整基金1,193万8,000円、指定介護老人福祉施設基金1,767万3,000円増、小計では2,961万1,000円の増となり、基金全体では平成26年度中に、積立・取崩しを行い4億55万4,000円を増額いたしております。

続きまして、認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書98ページからの平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款の国民健康保険料の調定額は5億6,028万1,668円で、これに対し収入済額は4億2,142万3,519円で、収納率は75.22%、前年度は75.20%でありましたので0.02%の増となり、この内、現年度分の収納率は94.61%、過年度分の収納率は

16.42%であります。

第3款・使用料及び手数料の収入済額6万5,391円は、保険料の督促手数料であります。

第4款・国庫支出金の収入済額は5億7,082万267円で、第1項の国庫負担金は療養給付費等負担金と100ページ、高額医療費共同事業負担金などであります。

第2項の国庫補助金は、医療費の支払に対する財政調整交付金などであります。

第5款・療養給付費交付金の収入済額は1億7,934万4,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療費に対する交付金であります。

第6款・前期高齢者交付金の収入済額は7億7,634万7,360円で、社会保険診療報酬支払基金からの前期高齢者医療費に対する交付金であります。

第7款・県支出金の収入済額は1億3,350万6,845円で、第1項の県負担金は高額医療費共同事業負担金などで、第2項の県補助金は県財政調整交付金であります。

第8款・共同事業交付金の収入済額は4億9,566万3,465円で、三重県国民健康保険団体連合会からの高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業に対する交付金であります。

次のページ、102ページをお願いします。

第9款・財産収入の収入済額は1万6,612円で、国民健康保険財政調整基金の運用利子であります。

第10款・繰入金の収入済額は1億5,659万2,221円で、一般会計などからの繰入金であります。

第11款・繰越金の収入済額は8,378万3,463円で、前年度の歳計剰余金であります。

第12款・諸収入の収入済額は743万7,746円で、第3目・一般被保険者第三者納付金で、次のページ104ページの一般被保険者第三者行為損害賠償金などあります。

以上、歳入合計では、予算現額29億3,905万円に対する調定額は29億6,385万9,038円あります。調定額に対しまして収入済額が28億2,500万889円、不納欠損額が731万52円、収入未済額が1億3,154万8,097円と相成りました。

続きまして、106ページからの歳出を、ご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は4,190万7,513円で、主な支出は、第1項の総務管理費では職員人件費や三重県国民健康保険団体連合会への負担金、第2項の徴収費では、保険料の賦課徴収などに要した経費であります。

第2款・保険給付費の支出済額は18億8,148万1,930円で、主な支出は、108ページにかけて、一般及び退職被保険者の療養諸費と高額療養費、出産育児一時金、110ページの葬祭費の支払いなどに要した経費であります。

第3款・後期高齢者支援金等の支出済額は2億8,000万2,293円で、主な支出は、社会保険診療報酬支払基金への後期高齢者支援金等であります。

第4款・前期高齢者納付金等の支出済額は21万2,661円で、社会保険診療報酬支払基金への前期高齢者納付金等であります。

第5款・老人保健拠出金の支出済額は1万3,020円で、社会保険診療報酬支払基金への老人保健事務費としての拠出金であります。

第6款・介護納付金の支出済額は1億2,803万2,425円で、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金であります。

112ページをご覧ください。

第7款・共同事業拠出金の支出済額は4億3,402万34円で、高額医療費や保険財政安定化などの共同事業のための三重県国民健康保険団体連合会への拠出金であります。

第8款・保健事業費の支出済額は1,976万250円で、特定健康診査等事業及び、保健指導などに要した経費であります。

第9款・基金積立金の支出済額は1,193万8,612円で、国民健康保険財政調整基金への積立金であります。

第10款・公債費の支出は、ございませんでした。

114ページ、第11款・諸支出金の支出済額2,352万8,884円は、平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金、平成25年度国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金等の交付額の確定による返還などに要した経費であります。

第13款の予備費の支出は、ございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額29億3,905万円に対しまして、支出済額が28億2,089万7,622円となり、その結果、差引不用額は1億1,815万2,378円と相成りました。

116ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額28億2,500万1,000円から歳出総額28億2,089万8,000円を差し引いた歳入歳出差引額は410万3,000円となり、これを平成27年度へ繰り越すものであります。

続きまして、認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の41ページをご覧ください。

認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書123ページからの平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款・後期高齢者医療保険料の調定額は1億4,312万5,912円、収入済額は1億4,051万7,278円で、収納率は98.18%、前年度は97.99%でありましたので0.19%の増となり、この内、現年度分の収納率は99.10%、過年度分の収納率は48.67%であります。

第2款・使用料及び手数料の収入済額は8,280円で、後期高齢者医療保険料に係る督促手数料の収入であります。

第4款・繰入金の収入済額は3億9,908万9,375円で、一般会計からの繰入金であります。

第5款・繰越金の収入済額は4万2,308円で、前年度の歳計剰余金であります。

第6款・諸収入の収入済額は3,333万8,306円で、平成25年度療養給付費負担金の精算金などであります。

以上、歳入合計は、予算現額5億5,471万円に対する調定額は5億7,560万4,181円であります。調定額に対しまして収入済額が5億7,299万5,547円、不納欠損額が4万8,108円、収入未済額は256万526円と相成りました。

続きまして、125ページからの歳出を、ご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は2,358万2,880円で、主な支出は、第1項・総務管理費で職員人件費や一般事務費に要した経費であります。

第2款・後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は5億1,541万5,896円で、三重県後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

第4款・諸支出金の支出済額は51万3,712円で、主な支出は、保険料過誤納による還付金であります。

以上、歳出合計は、予算現額5億5,471万円に対しまして、支出済額が5億3,951万2,488円となり、その結果、差引不用額は、1,519万7,512円と相成りました。

127ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5億7,299万6,000円から、歳出総額5億3,951万2,000円を差し引いた歳入歳出差引額は、3,348万4,000円となり、これを平成27年度へ繰り越すものであります。

続きまして、認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明いたします。

議案書の42ページをご覧ください。

認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

134ページからの平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

第1款・サービス収入の収入済額は1億6,128万4,593円で、居宅介護サービス費及び施設介護サービス費による収入であります。

第4款・寄附金の収入済額は、ございませんでした。

第6款・繰越金の収入済額は1,323万621円で、前年度の歳計剰余金であります。

第7款・諸収入の収入済額は205万2,814円で、主な収入は、第3項の利用料減

免補助金で紀北広域連合からの利用者負担額の軽減措置に係る補助金であります。

以上、歳入合計は、予算現額 1 億8,141万3,000円に対する調定額は 1 億7,656万8,028円であります。調定額に対しまして収入済額は、1 億7,656万8,028円、収入未済額は0円と相成りました。

続きまして、136ページからの歳出をご説明いたします。

第1款・総務費の支出済額は1億5,355万5,126円で、職員人件費や事務費、施設管理経費などに要した経費であります。

第2款・サービス事業費の支出済額は285万2,694円で、居宅介護サービス事業に要した需用費などであります。

第3款・基金積立金の支出済額は、1,767万3,000円で紀北町指定介護老人福祉施設基金積立金に要した経費であります。

第4款・公債費の支出はございませんでした。

138ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額 1 億8,141万3,000円に対しまして、支出済額が 1 億7,408万820円となり、その結果、差引不用額は733万2,180円と相成りました。

140ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 1 億7,656万8,000円から歳出総額 1 億7,408万1,000円を差し引いた歳入歳出差引額は248万7,000円となり、これを平成27年度へ繰り越すものであります。

以上、一般会計ほか特別会計3件につきまして、決算の概要をご説明させていただきました。

十分ご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます、説明を終了させていただきます。

東清剛議長

次に、認定第5号についての詳細説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

それでは、認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算について、ご説明いたします。

議案書の43ページをお願いいたします。

認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成26年度紀北町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

決算書のほうをよろしくお願ひいたします。

また決算説明資料も同時に配付させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。それでは、まず決算書の2ページ、3ページをお願ひいたします。

（1）収益的収入及び支出の収入でございます。

これは税込み額で示しております。

第1款・水道事業収益の決算額は2億8,867万1,551円で、予算額に対しまして164万2,551円増となっております。

第1項・営業収益の決算額は2億3,981万9,113円で主なものとしましては、海山区と紀伊長島区の上水道の水道使用料2億3,689万5,445円であります。

第2項・営業外収益の決算額は3,924万9,314円で、主なものとしましては、一般会計からの補助金237万8,887円、長期前受金戻入3,630万1,594円等であります。

第3項・特別利益の決算額は960万3,124円で主なものとしましては、平成25年度までの長期前受金戻入分の959万1,784円等であります。

第2款・簡易水道事業収益の決算額は1億5,175万5,843円で、予算額に対しまして342万6,157円の減であります。

第1項・営業収益の決算額は9,429万9,336円であります。主なものとしましては、海山区と紀伊長島区の簡易水道使用料9,327万6,395円であります。

第2項・営業外収益の決算額は5,447万9,652円で、主なものとしましては、一般会計からの補助金887万1,674円、長期前受金戻入4,556万8,979円であります。

第3項・特別利益は297万6,855円で主なものとしましては、平成25年度までの長期前受金戻入分の297万6,855円であります。

収納率の関係ですが、上水道・簡易水道における現年度調定額は3億3,017万1,840円、収納額は3億2,771万2,138円で、収納率は99.26%となりました。

これは検針月を昨年10月から奇数月から偶数月に変更したことにより、1カ月分の収入を見込めませんでした。年度末となる3月に集中的な滞納整理が図れたことが大きな効

果を得ました。

次に、支出ですが、第1款・水道事業費用の決算額は4億9,083万2,364円で、予算額に対して562万2,636円の減となっております。

第1項・営業費用の決算額は、2億8,216万7,381円で予算額に対しまして368万9,721円減であります。主なものとしましては、職員10名の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等であります

第2項・営業外費用の決算額は2,440万5,636円で、主なものとしましては企業債償還利息、消費税及び地方消費税納付額であります。

第3項・特別損失の決算額は1億8,425万9,347円で、主なものとしましては退職給付引当金1億4,088万5,000円、貸倒引当金繰入額1,638万5,262円等であります。

第2款・簡易水道事業費用の決算額は、1億5,454万6,313円で、予算額に対しまして515万687円減であります。

第1項・営業費用の決算額は1億1,309万6,575円で、予算額に対しまして467万7,622円減であります。主なものとしましては、職員1名の給与費、検針・集金業務委託料、水質検査委託料、水源地の動力費、減価償却費等であります

第2項・営業外費用の決算額は1,734万5,803円で、企業債償還利息であります。

第3項・特別損失の決算額は2,410万3,935円で減損損失、退職給付費1,488万5,000円、貸倒引当金繰入額1,638万5,262円等であります。

続きまして、4ページ、5ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございます。

第1款・資本的収入の決算額は1億976万5,865円で予算額に対しまして、40万135円の減となっております。

第1項・負担金の決算額は200万円で、消火栓1基40万円の5基分となっております。

第2項・補助金の決算額3,886万5,865円で、主なものとしては企業債償還元金補助金であります。

第3項・企業債の決算額は6,890万円で、主なものとしては、簡易水道事業債3,450万円、過疎対策事業債3,440万円でございます。

次に支出でございます。

第1款・資本的支出の決算額は2億9,823万7,902円で、繰越額は1,131万9,000円で、予算額に対しまして2,964万7,098円の減であります。

第1項・建設改良費の決算額は、1億5,590万8,036円であります。主なものとしましては、決算附属書類の16ページになりますが、建設改良工事の概況、200万円以上の工事を掲載しておりますので、後ほど、よろしくお願いたします。

それから、平成26年度から平成27年度へ繰越をしております1,131万9,000円は、6月定例会で報告いたしました、長島大向井地区配水管支障移転工事でございます。

第2項・企業債償還金の決算額は、1億4,232万9,866円で、内容につきましては決算附属書類の19ページに企業債の概況ということで計上しております。

なお、4ページの下段に記載しております、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,847万2,037円は、消費税資本的収支調整額874万7,697円、損益勘定留保資金1億4,237万3,843円、建設改良積立金3,735万497円で補填いたしました。

6ページ、7ページをお願いします。

平成26年度紀北町水道事業損益計算書でございます。これらは税抜き価格で表示しております。

まず1番の営業収益合計は、2列目のところに合計がありまして、2億2,315万1,045円、2番営業費用合計は2億7,766万8,461円、3番の営業外収益合計が3,924万9,864円、4番の営業外費用合計が1,707万1,736円、それを差し引きいたしますと、当年度上水道経常損失3,233万9,288円となりました。

次に、5番の簡易水道営業収益合計が8,775万318円。

6番の簡易水道営業費用合計1億1,078万5,292円。

7番の簡易水道営業外収益の合計は5,447万9,652円。

8番の簡易水道営業外費用合計1,734万5,803円等を差し引きまして、当年度簡易水道経常利益1,409万8,875円でございます。

9番の特別利益合計は960万2,584円のうちの(2)のところですが、長期前受金戻入959万1,784円は、平成25年度以前のみなし償却分を算出した合計額で、平成26年度決算において精算したものです。

10番、簡易水道特別利益297万6,855円。

11番、特別損失合計1億8,425万7,844円。

(1)の減損損失は1,630万7,152円で平成26年度分でございます。

(3)のその他特別損失は1億6,792万600円で、平成25年度以前のを精算したものでございます。

12番、簡易水道特別損失合計2,410万3,920円で、11の特別損失と同様で、平成25年度以前のものを精算しております。

この結果、平成26年度の純損失は、2億1,402万2,738円となりました。

前年度繰越利益剰余金は8,173万3,427円、その他の未処分利益剰余金変動額は5億6,694万9,069円、当年度未処分利益剰余金としまして、4億3,465万9,758円となりました。

純損失の2億1,402万2,738円につきましては、新会計基準の導入による退職給付引当金や減損損失等の予算措置が大きな要因でございます。

先ほど決算審査の意見書の所見におきまして、ご指摘いただきましたが、特に退職給付引当金につきましては、総務省の見解もありますので、それに準じまして、平成27年度予算措置した退職給付引当金の扱いについて、今年度中に協議していく予定でございます。

次に、8ページ、9ページの表をご欄ください。

3. 平成26年度紀北町水道事業剰余金計算書でございます。金額につきましては税抜き額で示しております。

まず、資本金の自己資本金でございますが、前年度末残高から変動はございませんでしたので、当年度末残高は5億6,112万9,442円となっております。

次に、借入資本金でございますが、平成25年度までは、資本に計上しておりました企業債が、制度改正により負債へ移行しましたので削除しております。

次に、剰余金ですが、資本剰余金の国庫補助金、前年度末残高が5億3,836万75円に対しまして、制度改正に伴いみなし償却が廃止となったため、当年度末残高は1,087万9,410円となっております。

また、県費補助金からその他資本剰余金まで、同様の変動内容でございますが、資本剰余金の変動額合計は20億2,316万8,681円で、当年度末残高は4,014万9,660円となっております。

次に、利益剰余金ですが、減債積立金は変動がありませんでしたので、当年度末残高は3,213万7,902円となっております。

次に、建設改良積立金は3,735万497円を取り崩しましたので、当年度末残高は1億2,830万2,521円となっております。

次に、未処分利益剰余金は、みなし償却の廃止に伴う額として5億2,959万8,572円、建設改良積立金の取崩し3,735万497円で、当年度の純損失は2億1,402万2,738円となっております。当年度未処分利益剰余金4億3,465万9,758円となりました。

利益剰余金の合計は5億9,510万181円となり、資本合計の当年度末残高は11億9,637万9,283円となりました。

次に、8ページ下の表をご覧ください。

平成26年度紀北町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。税抜きで示しております。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分について、未処分利益剰余金4億3,465万9,758円の内、3,735万497円を議会の議決を得て、資本金への組み入れをお願いするものです。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

平成26年度紀北町水道事業貸借対照表でございます。税抜きの額で示しております。

まず資産の部では、1番の固定資産の合計額38億2,564万186円であります。列の4列目の数字の真ん中あたりに記載しております。

次に、流動資産の合計額は2億9,146万3,081円で、資産合計としましては41億1,710万3,267円となっております。

負債の部ですが、3. 固定負債合計額16億4,421万5,467円、4. 流動負債合計額1億3,732万5,626円、5. 繰延収益の合計額11億3,918万2,891円を合せると、負債合計としましては29億2,072万3,984円となっております。

6. 資本金は、5億6,112万9,442円でございます。

7. 剰余金は、資本剰余金、利益剰余金を合わせて6億3,524万9,841円、資本合計は11億9,637万9,283円となり、負債資本合計額は41億1,710万3,267円で、資産合計と合致しております。

12ページをお願いいたします。

12ページの注記は、先程までご説明いたしました決算数値の算出根拠等を表記しております。

次に13ページからの決算附属書類でございます。

14ページは、平成26年度の収益的収支、資本的収支についての総括的な説明でございます。

15ページは、議会の議決事項と職員に関する事項でございます。

16ページは、先ほどご説明いたしました建設改良工事の200万円以上の工事の概況でございます。

17ページは、平成26年度の給水契約件数等でございます。平成26年度は上水道の給水人口が229戸ほど増加しております。これは、主に古里・道瀬地区が上水道事業に統合したためです。

18ページは、事業収入・費用に関する事項でございます。

19ページは、重要契約の要旨として500万円以上の工事契約と企業債の概況でございます。企業債は平成26年度末で16億1,429万5,504円となりました。

20ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

21ページから25ページは、収益費用の明細書で、税抜きで表示しております。

26ページ、27ページは、固定資産の明細書です。

28ページから33ページは、企業債の明細書を記載しております。

以上で、平成26年度紀北町水道事業会計決算の内容説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

東清剛議長

以上で、議案の内容説明並びに決算審査結果の詳細説明を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。

2時45分まで休憩いたします。

(午後 2時 30分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 47分)

東清剛議長

これから、各議案の質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3

回以内となっております。

委員会での審査は十分できますので、自分が所管する委員会に付託される案件については、申し合わせにもありますように、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただきますようご配慮をお願いいたします。

それでは、これから各議案に対する質疑を行います。

日程第8

東清剛議長

日程第8 議案第53号 新町建設計画の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第54号 紀北町立幼稚園一時預かり保育条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、4点ほど質疑をさせていただきます。

まずこれは新規条例ということで、まずこの以前は、一時預かりという話も前に出たんですけど、確か保育園との絡みもあって、なかなかできないと聞いておりましたが、今回、一時預かりをした理由について、まず1点目。

2点目として、条例の中にある第2条のところなんですけども、この中で(1)のところで、社会的やむを得ない事由により一時的に保育が必要になった園児ということなんですけども、これに関しては誰がこういう事情ということで、決めていくのか。町長とか教育長とか園長とかみえるんですけど、どういうふうな体制で決めていくのか。

また、3番目なんですけども、これは教育時間終了後、預かるということなんですけども、何時まで保育できるのか。この時間的なものがどうなっているのか、この点については記載されていませんので、記載されていない理由も含めて答弁を求めます。

あと4点目なんですけども、別表のところなんですけども、これは日額300円、150円ということで、なっているんですけども、この小学1年生から3年生の子を有していない世帯ということで、これは例えば小学校1年生だけじゃなくて、例えば上の子で、下の子が例えば何歳の子がいる場合なんか。どのように規定されているのか、この4点についての答弁を求めます。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

まずこの一時預かり保育を実施するに至った経緯をご説明させていただきます。

平成24年8月に、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法という法律ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量や拡充や質の向上を進めていく、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。

その中で、急な用事ややむを得ない用事で、園児を預けざるをえないといけない保護者に対して、一時預かり保育というのがございまして、そちらを充実しなさいというような提言もございました。

当町の幼稚園でも保護者からのそういった要望もございましたので、今回、条例化して実施する運びとなりました。まずそれが理由です。

誰が決めるというのは、やはり園長がその状況を把握した中で決めさせていただきます。その基準につきましては、来年4月1日が施行日となりますので、それまでには具体的に進めながら、その場合、ケースを想定していきたいなと思っております。最終的には園長が決めるというふうにさせていただきます。

何時までやるかということなんですけど、これは4時半まで行います。

実施日、預かり日につきましては、平成28年度以降も実施状況、保護者の意向も踏まえて、引き続き検討する必要があるかと思えます。その際に、変更に対応していくため、できるだけ早く教育委員会で検討し、また、設定することがしやすい規則のほうでうたいました。

この30ページの別表第2なんですけど、1年生から3年生までの子どもを有していない場合、これは幼稚園が5歳児の単年度保育になってございます。その際に、1番左が1番目、真ん中が2番目で、一番右が3番目というふうになってございまして、小学校に子どもがいない世帯ですと、三つ子もしくは1年間の4月に生まれ、3月に生まれ、そしてですね、1年間に4月に生まれ、次が双子のようなケースが想定されるんですけど、これは3人いる場合の解釈になります。よろしくお願ひします。

以上です。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

それでは、1点目からちょっと再質疑します。

これは平成24年8月の子育て支援法で、幼稚園でもということが出たということなんですけど、前、保育園で、幼稚園が一時預かりできないという現状の中で、保育園のほうへ結構移行されて、保育園で預けて、預かりをお願いしとるという家庭の方が結構みえたと思うんです。

そうすると、今でもみえると思うんですけど、今後そういう方々が幼稚園ができた場合、選択肢の問題になると思うんですけど、そこら辺の事情ですね、そういう現状がどういうふうにされると予測された上で、こういう条例をつくられるのか。現実的に今、保育園にそういう理由で行かれておる方がいるということがわかってみえるのであれば、何人ぐらい現状いるのか、数字的なものをわかりましたらお願いします。

あと2点目なんですけども、これは基本的に第2条の(1)(2)も、園長が特に、園長のみが認めるということなんですけど、基本的に考えると、いろんな事情がある場合がありますので、園長1人がそれを基準判断するのは、荷が重いんじゃないかなという気がします。やはりいろんな事情を考慮するにおいて、1人だけではなくて、やはり組織だって判断していくようなものが必要かと思うんですけども、その点について答弁を求めます。

あと2点目なんですけども、保育時間については4時半ということで、今、明言されたんですけども、それについては、この条例に明記しなくていいんですか。今、はっきりした返事もらったんで、この条例には書かれてないんですけど、その記載について、いいのかどうか答弁を求めます。

あと別表の点については、僕の質問は例えば、規定が、小学校1年生が3年生までいるかないということで、判断されていますので、1年生から3年生までいない場合でも、例えば長男・長女が、小さい子がいるということで、こういう保育対象になるのかどうかということをお聞きしたかったんで、その点について、再度、答弁を求めます。

わかりますか。4点目なんですけども、例えばこの別表からいくと、1年生から3年生までの子を有していない世帯と、有している世帯が別表の値段の表示になっているんですけども、第2条のこの事情にあてはまるのに、小さい子がいるので、保育をお願いしたいということでも可能なんかどうか。

別表には金額の問題だけ出ているので、その点だけ判断するのか、第2条を優先するのかということを確認したかったんです。再度、答弁を求めます。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

この一時預かり以外の預かり保育というものもあると思います。その預かり保育の場合は、保育にかかる要件の基準がかなり難しいと思います。それが保育にかけるというのであれば保育所の認定が必要になりますし、その部分が明確でない、今の段階では、その方に対しての預かり保育は、今現在、教育委員会では想定しておりません。

在園児に関しての一時預かりに限定の一時預かりです。

今回の一時預かり保育というのは、在園児、幼稚園に通っている子どもに対しての何らかの保護者のやむを得ない事情で、どうしても預けざるをえないという突発的な一時預かりになってございます。

議員おっしゃるとおりやと思います。判定に関しては、かなり1人で考えるのは荷が重いと思います。これにつきましては、施行日まで時間がありますので、教育委員会、学校教育課、教育長も含めまして、各園長また教諭も含めまして、一緒になって検討させていただいて、ある程度の基準はつくっていきたいなと思っております。

園長で判断に迷うような時がありましたら、こちらの学校教育課、教育長と協議して決

定していきたいなと思います。

この条例でも第6条でうたってございます、委任のところなんですけど、この条例に定める者のほか預かり保育に関し必要な事項は規則で定めるとさせていただきました。先ほど私が申し上げた形で、今後も保護者のニーズ、また社会情勢の変更等に応じて、ひょっとして時間変更等もございます。そういったことに対応しやすい規則で、あえてうたいました。

議員おっしゃる、小学1年生から3年生までの子どもを有していない世帯、この場合、下にお子さんがあるために、保育をさせないといけないという解釈でよろしかったでしょうか。

これは対象者としての想定はしてございません。

この第2条、対象者の中に保護者または扶養義務者の疾病、傷害、事故、出産、看護というのがございます。小さいお子さんがひょっとして病気等の看護で必要な場合は、この条件にあてはまりますという解釈でよろしいでしょうか。

それで、保育園に通っている方で、何人が保育園に通っているかというのは、今、学校教育課のほうでは把握してございません。

以上です。

東清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

これは条例ですのね、細かい部分では明記しない可能性もあるんですけども、やはりこの条例だけを見ておると、新規条例で、なかなか不備というたら申し訳ないけど、やっぱりはっきりしてない部分があるような気がしますので、今、言われたように規則の部分でね、きちっといろいろなことを想定して、規則のところでも漏れなく決めていただきたい部分は決めていただきたいと思いますので、その点はよろしく願います。

また、これは総務産業常任委員会ですので、また、その委員会で、また、ご意見も言っただきながら、より良いものにつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

総務委員会ということで、初めての条例は総務委員会ということで、質疑させていただきます。

第3条なんですけれども、学校教育法に基づかない託児方法によるものとするを書いてあるんですけど、学校教育法をもう少し詳しくわかるように説明していただきたいと思います。

そして、もう1点、先ほどから問題になっています、保育料の別表なんですけど、これは正規というんですか、今までの幼稚園の紀北町、全国の例にならって区分してあるとお聞きしておりますが、それに準じたもので、今回の一時預かりについて特別に区分したのではないと思うんですが、その辺のところをお願いしたいと思います。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

学校教育法に基づかない育児の方法についてなんです。学校教育法に基づくとは、学校教育法第22条で定められておりまして、その目的を実施するために、年間、月間、毎日のプログラムを立案し、それを基に教育活動を行うということが、学校教育法に基づく教育です。

今回、一時預かり保育につきましては、教育活動ではなく、園児が自由に遊ぶことを中心とした保育の中に、また教諭が補助、見守りを行うという託児方法を取り入れております。

この料金体系なんですけれども、世帯区分、また1年生から3年生に子どもがいない世帯という表があったと思うんですけど、それは国の基準に沿った形のものでございます。

以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

時間外ということで、園児さんを、固い教育とかじゃなくて、柔らかく見守ってくださる内容ということで、ちょっと安心をいたしました。そして、この区分は普段使っている、幼稚園で使っている表だってことで、100円とか、その割合についても、その基準を基に

300円とか150円、0円はもちろんそうだと思うんですけども、それに沿って金額も決められたのだと思うんですが、どうでしょうか。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

保育料金の設定なんですけれども、各市町によって金額はさまざまでございます。最低では200円から500円の間の設定が多いです。県内の平均的な金額を想定しまして、300円というふうに想定しました。その中で保育料は、おやつ代とか、あとそこで遊びに使われる折り紙とか、いろんな消耗品等のお金になります。

以上でございます。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

よくわかりました。

新しい子育て支援の条例で、若いお母さんたちが要望していたものが実現するのですが、広報する場合ですね、より今の状況がわかるように、工夫が必要だと思うんですけど、まだ新しいので、どのように園を通じて行うのか、広報きほくだけではなかなか伝わらないのではないかなと、今のお話を聞いていて、どのように工夫される予定なのか、最後にお伺いします。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

まず今回、条例でお認めいただきましたら、11月に園児募集というのがございます。その中で、紀北町の幼稚園がこういうふうに変ったぞというふうな周知はさせていただきなあかんかなと思っております。

それ以外の今後の周知につきましては、今後、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第55号 紀北町手数料条例の一部を改正する条例を議題いたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第56号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第57号 平成27年度紀北町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑については分割して行うこととし、4ページ第2表・債務負担行為補正から、11ページまでの歳入についてと、歳出については12ページ、2款・総務費から、19ページの5款・農林水産業費までと、20ページ8款・消防費から29ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの3分割として質疑を行います。

まず、4ページの第2表・債務負担行為補正から、11ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

わかりました。

繰り返して言いましょうか。

それでは申し上げます。

4ページの第2表・債務負担行為補正から、11ページまでの歳入。控えておいてください。探すんじゃないに。

歳出については、12ページ2款・総務費から、19ページ5款・農林水産業費まで。

次は、20ページ8款・消防費から、29ページ地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの3分割で行います。

それでは、まず4ページ第2表・債務負担行為補正から11ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

それでは、歳入までの質疑を終わります。

次に、歳出12ページ、2款・総務費から19ページ5款・農林水産業費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

12ページのですね、財産管理費の基金管理事業に3億2,988万5,000円ね、これをどこに積むのかということと。

ふるさと寄附金の納税についてですね、企画費ですね。推進事業96万6,000円、これは具体的にどういうことをやるのかということと。

何ページまでやったかね、19ページ。

東清剛議長

19ページの農林水産業費です。

6番 瀧本攻議員

16ページの清掃費のですね、334万8,000円、ちょっと委員会と被っておったら、ごめんよ。被っておるか。被っておったら、やめとくわ。

東清剛議長

被っておるな、教民です。

6番 瀧本攻議員

被っておったら、これはやめます。

そうしたら、18ページのこの台風の、11号のね。これは被ってないですか。

東清剛議長

被ってないです。

6番 瀧本攻議員

これの206万4,000円、台風11号、どこに事業委託したのかと。

20ページは構わんの。

東清剛議長

駄目です、19ページまでです。

6番 瀧本攻議員

はい、わかりました。その3点かな。

東清剛議長

誰から答えますか、井谷財政課長。

井谷哲財政課長

瀧本議員のご質問にお答えします。

基金管理事業のどこへ積み立てたかということなんですけども、まず、繰越金の約4億5,000万円の2分の1、地財法でそのようになっておりますので、その部分、2億2,505万

7,000円は減債基金積立金へ3,800万円、それから財政調整基金へ1億8,705万7,000円積み
ます。それで、繰越分の2分の1分をここへ積むということでございます。

次に、環境衛生施設整備基金、これは1億円を、一応、繰越金の4分の1程度を積むと
いうことで、前回から積んでおりますので、その前か。2年前から積んでおりますので、
これを1億円積みます。

続いて、地域づくり事業基金へ482万8,000円を積むということで、これを合計しますと
3億2,988万5,000円ということでございます。

次に、ふるさと納税の具体的にどのようなことをするかということなんですけれども、
特産品等のPRについて、していきたいということで、ふるさと納税の特産品等は6月に
募集を行いまして、選考会を行い8月上旬に決定いたしました。

その特産品のカタログ製品というのをつくりまして、それでPRをしていきたいという
ことを考えております。それで、もう1つ特産品発送用PRシールというのをつくりまし
て、これは紀北町の特産品ですよということで、そこへ特産品を送るときにシールを貼っ
て送りたいというのを考えております。

それでは、カタログでのPRしていくうえで、さらに興味をもっていただくことにする
ために、紀北町に来ていただけるきっかけづくりを行いたいと思ひまして、割引券をプレ
ゼントしたいと考えております。それで、特産品のPRをしていきたいというふうに思っ
ております。

以上です。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

18ページ、林業施設費の委託料でございます。この委託料につきましては、道路の交通等
に支障を来しております、町有林の支障木の枝等を伐採する予定の予算でございます。こ
れにつきましては、台風うんぬんということではなく、地元等から要望のあがっておりま
す町有林のですね、道路等の交通に支障を来している部分の枝等を伐採するものでありま
す。

したがいまして、予算をお認めいただいた後に、委託する予定で作業を進めております。

以上でございます。

東清剛議長

瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

基金のですね、3億2,900万円の半分は結局、借金を返済するために積み立てるということですね。それで、もう1点のですね、ふるさと寄附金の96万6,000円ね、町長、少ないわ、これ。300万円ぐらい積んでね、積極的にやらないかん。12月にもう一遍、構わんで補正組んでも。96万6,000円ってね、そんなもの、これからあんた、5億から10億、ふるさと納税してもらおうと思とんのやでさ、そんなちやちなことしとったらね、今でも集まってないでしょう、あんまり。うちは遅きに失したんや、僕らこの10月5日にですね、行く、宮崎県の綾町なんかですね、8億円か9億円、集まっておるよ、7,000人の人口で。

だから、これをせなあかんのさ。これ少なすぎる、これは。だから、私はこれ認めとらないな、こんなもん。それで課長、先ほどね、委託先はおそらく森林組合、どこなんですか。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

現在のところ森林組合に予定をさせていただいております。

以上でございます。

東清剛議長

増額をどうするのって、尾上町長。

尾上壽一町長

少ない、議員ね、最初ふるさとチョイスとか、そういった他のPR手段は先に予算化させていただいておるんです。ネット上のやつは。それで、そこからそういう人ばかりじゃないし、アナログの方もいらっしゃるんで、まずは今回パンフをつくってですね、PRシール等をして、広げていきたいということなんです。

それと、当町は10月1日から議員おっしゃるように、遅きにということなんですけど、10月1日からの予算ということで、今までもお認めいただいて、それプラスこれでございます。そして、また今後もですね、議員おっしゃるように積極的に、手段があればどんどん増やしていきたいとは思いますが、こういうPR事業ですね、今のところは10月1日からの準備に向けて、この9月でも少し増額させていただきたいというお話でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

19ページなんですけれども、漁港管理費のところ、漁港管理事業ということで245万7,000円、これは流木の撤去ということの費用だと思うんですけれども、説明があったんですけれども、いろいろ聞きますと、今回、特に立木の流失が多かったということで、こういう計上がされるところだと思うんですけど、この金額はどうか、増えているのか、毎回同じような金額なのかということ。そういうことですか。

漁港管理事業245万7,000円、これは流木の費用ということで理解して、その点についてまず違ったら違ったらで、説明を求めます。

東清剛議長

武岡農林水産課長。

武岡芳樹農林水産課長

19ページ、漁港管理費の漁港管理事業245万7,000円の増額でございます。その内訳といたしまして、修繕料として121万5,000円、工事請負費として124万2,000円でございます。まず修繕料につきましてはですね、島勝漁港におきまして、台風11号により流木等が漂着いたしましたため、これを処理するものでございます。

また海野漁港です、高波等により海野漁港西側のです、宮前川河口付近に土砂が堆積してございました。それを撤去する部分でございます。それと、工事請負費につきましては、同じく海野漁港の宮前川河口付近の山林が一部崩落して、河口が埋塞しておる状況になりました。そこで以前にもですね、その土砂により浸水被害をもたらしたということがございまして、それを早急に撤去する要望を、地元から受けまして、これに要した費用でございます。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑、近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

12ページで先ほど瀧本議員がした下にあるんですけども、固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画整備事業980万円なんですけれども、公共施設整備事業は新しく28年度まで

に計画するという情報もありますが、何故このような計画が必要になって、今回出されたのか、補正で出てきた理由ですね、そして、あとそれを業務委託するという事なんですか、けれども、この地方にはこのような計画をするような事業者がないとは思いますが、入札とかどういう方法で業務委託をするのか、2点お伺いします。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

まず固定資産台帳及び公共施設等総合管理計画整備事業、その何故しなければならないのかということ、ちょっと説明させていただきます。

まず固定資産台帳につきましては、総務省において、平成18年度から企業会計の考え方に則した財務書類の整備を、地方公共団体に対し要請してきており、各地方公共団体においては財務書類の作成を着実に進んでおりますが、多くの地方公共団体が採用している、総務省方式改定モデルには、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないということと、あと、本格的な複式簿記ではないということがありまして、総務省では平成26年4月30日に、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類の作成に要する統一的な基準を示しました。

それで平成27年1月23日に統一的な基準により地方公共会計マニュアルとりまとめ、その後、3年という期限で整備するという事になっております。それで、公共施設等総合管理計画整備事業につきましては、国においては公共施設等の老朽化対策が大きな問題となりまして、インフラ長寿命化基本計画というのを策定されました。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続くなかで、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、早急に公共施設等の全体状況を把握して、長期的な視点をもって維持管理とか、修繕、更新、統廃合、長寿命化などの計画を立てるということでございます。

これも平成26年から平成28年の3年間に、こうやって立ててくださいよと、国からの要請がございました。

それで、なぜ今回、補正なのかということですが、先ほど言いました固定資産台帳の整備につきましては、国が統一的な基準による地方公共会計マニュアルというのを示したのは、27年1月でございましたので、当初予算にはちょっと間に合わなかったということで、今回、補正であげさせていただきました。

あとこの固定資産台帳を整備することによって、公共施設等の現状とか課題を整理することができますので、一体となってしていくということで、今回、補正で計上させていただきました。

以上でございます。

失礼しました。もう1つ、あと、委託の関係でございますが、これにつきましては計画策定コンサルティングという届出をしておる、そういう業者。それで、三重県内で一応、一般競争入札をしていきたいなど、一応考えております。

以上です。

東清剛議長

近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

新しい事業ということは、よくわかったんですけども、複式簿記にしていく、全面的には今、今日も決算たくさんあったんですけども、それを全て複式簿記の、商業簿記のように企業会計を変えていくというわけではないんですよ。お伺いします。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

会計は現金主義会計で行っております。それを、決算状況を現金主義から発生主義、複式簿記を採用するということは、発生主義に変えるということでございますので、それへ置き換えて、その決算の状況を発表するという、通常の現金主義はそのままずっと継続するというところでございます。以上です。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

1点だけお聞きします。16ページの衛生費のし尿処理費でございますが、この委託料として、先ほどの説明、午前中していただいたんですが、334万8,000円、この精密検査というような言葉があったと思うんですが、もう少し具体的にわかっていたら教えていただきたい。今後の事業のための検査なのか、どこか悪くて委託して直すのか、そこら辺がちょっとわからないんです。

東清剛議長

玉津環境管理課長。

玉津裕一環境管理課長

議員のご質問にお答えいたします。

今回のですね、事業委託料でございますけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づきまして、紀北町クリーンセンターの精密機能検査を行うものでございます。議員の憂慮されております故障とか、そういうことは一切ございませんので、ご安心ください。

以上でございます。

東清剛議長

ほかにご覧いませんか。

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

21ページもよかったんですね。

東清剛議長

まだです、19ページまでです。

東清剛議長

3番 奥村仁君。

3番 奥村仁議員

12ページ、企画費の中のふるさと寄附金、先ほどのことなんですけども、この推進事業の中のシール、パンフを作成するというふうにお伺いしたんですけども、当然、事業委託料なんで、どこかへ委託して、委託先がシール、パンフレットを作成するものだと思うんですけども、当然だと思うんですけども、地元の企業を使ってのシール、パンフ作成だと思うんですけども、どういうふうに委託先に伝えられているか、お聞きいたします。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

業務委託ということで、観光協会のほうへ委託するということではしております。あとは観光協会のほうで、そういう方とか、それで特産品のシールというのを、発注していただくようお願いしております。

以上です。

東清剛議長

奥村仁君。

3番 奥村仁議員

委託先が発注するという答弁だったんですけども、今までもいろいろ言わせてもらっていますけども、委託先にできればというか、優先的にやっぱり地元の企業が、こういうものを扱っているときは、地元の企業にお願いしていただけるということを、委託先に伝えていただいているかどうか、確認を一度させていただきます。

東清剛議長

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

すいません。まだこれからの予算ですので、これから観光協会のほうへ、そのように伝えさせていただきます。

以上です。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで、歳出の総務費から、農林水産業費までの質疑を終わります。

次に、20ページ、8款・消防費から、29ページ地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

東清剛議長

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

21ページでございます。こちらの中ですと、児童生徒スクールバスの運行事業についてお聞きしたいんですが、燃料費、これはいつからこの事業は始まるのか。それについてが第1点目で。

あと備品購入費のほうで756万5,000円、これ簡単にいうとバスを買うのか、買わないのか。であれば、どんなのを計画しているのか。逆に思うんですが、燃料費が3万2,000円

で、これってどれだけ運行して、この予算なのか。そういった点に関してですね、まずは答弁いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

この運用実施は28年4月1日に、志子小と赤羽小が統合されますので、それに対するスクールバスを購入する経費でございます。

4月1日運行なんですけど、事前に車の通学経路、事前運転等を重ねるための金額ですので、燃料費は少ないかなと思っております。まず、1点。

これはスクールバス29人乗りのスクールバスを購入予定でございます。

運転者とあと助手席が、席として確保されますので、27人の児童生徒が乗れるような定員となっております。

以上でございます。

東清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

もう1項目ですね、手数料7万円というのがありますが、これはこういった手数料、保険とかは車を動かしますんで、公課費、税金等、それはわからんことはないわけですけど、手数料というのは外部委託するのか、この運行にあたってですね、それとも職員さんのどなたかが、こういったことをやるのか。そういった意味合いで最終的には業務委託の形にいかしているのか、町の職員さんが運行していくのか、その点に関して答弁よろしく申し上げます。

東清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

一般競争入札を考えておりまして、海山区でやっております相賀小学校、潮南中学校のスクールバス運行、また、紀伊長島区における紀伊長島幼稚園の運行等、一般競争入札で運転をしていただく業者を選定して運行しております。

それと同様の形態を想定してございます。

手数料につきましては、スクールバス購入にかかる登録手数料を、予算化してございま

す。

以上でございます。

東清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

6番 瀧本攻君。

6番 瀧本攻議員

消防費は、これは総務財政やな。

東清剛議長

そうです。

6番 瀧本攻議員

20ページのね、これ確認ですけどね、8月11日の臨時議会です、中州の避難タワーが可決されて、約8,918万6,400円、この時にですね、いわゆる2,800万円、県からもらうのがちょっと遅かったのもらえなんだと。それで、2,700万円地方債を起こしておるわけですね。地方債としては、予定としてはですね、もともと3,710万円やったわけですね。地方債の合計はこれによって5,710万円になるのかと。これは8月11日の時に課長から、そういう答弁をいただいておりますけども、その辺の確認ですな、お願いいたします。

東清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

ただいまの瀧本議員のご質問にお答えします。

合併特例債につきましては、当初予算で計上しておりましたのが、3,010万円を計上しておりまして、今回の補正で5,710万円ということで、2,700万円の増額になります。この理由につきましては、国のほうの国庫補助金のほうがですね、予算配分の関係で減額となってきたものに対応して、この合併特例債を増額ということに、2,700万円の増額ということでございます。

以上です。

東清剛議長

よろしいですか。

ほかに質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で、歳出の消防費から、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書までの質疑を終わります。

これで、議案第57号についての質疑を終わります。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第58号 平成27年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第59号 平成27年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第60号 平成27年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第61号 平成27年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第17

東清剛議長

次に、日程第17 議案第62号 平成26年度紀北町水道事業会計利益の処分についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第18

東清剛議長

次に、日程第18 認定第1号 平成26年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑については、まず、歳入全般について質疑を行います。

歳出については、29ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までといたします。

次は、63ページ7款・土木費から、89ページの財産に関する調書までを、3分割で質疑を行います。

もう1回言いましょうか。よろしいですか。

それでは、11ページから28ページまでの歳入全般についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、歳出、29ページの1款・議会費から、63ページの6款・商工費までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、63ページの7款・土木費から、89ページの財産に関する調書までの質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

これで、認定第1号についての質疑を終了いたします。

日程第19

東清剛議長

次に、日程第19 認定第2号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第20

東清剛議長

次に、日程第20 認定第3号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第21

東清剛議長

次に、日程第21 認定第4号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第22

東清剛議長

次に、日程第22 認定第5号 平成26年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、各議案に対する質疑を終了します。

日程第23～日程第24

東清剛議長

続きまして、報告案件に入ります。

お諮りします。

報告第4号及び報告第5号の2件の報告案件については、提案理由並びに内容説明を求めため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、報告2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにいたします。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

報告第5号 平成26年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度公営企業に係る資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

以上、2件の報告案件につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

東清剛議長

続いて、報告第4号についての内容説明を求めます。

井谷財政課長。

井谷哲財政課長

それでは、報告第4号について説明させていただきます。

議案書44ページをお願いします。

報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成27年9月8日提出

この報告は、法律第3条第1項の規定の地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表を行うという規定に基づき報告させていただくものであります。

健全化の判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの項目があり、この比率が基準以上となると、財政の健全化や再生のための計画を策定しなければならないことになっております。

45ページをご覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字は生じておりませんので、数値の記載はございません。

次に、実質公債費比率につきましては8.6%で、前年度と比べまして0.9%の改善となっております。改善された要因といたしましては、地方債の償還が進み、元利償還金の額が減少したことなどによるものでございます

参考に記載しております、早期健全化基準の25%と比べましても低い数値となっております。

次に、将来負担比率でございますが、算定されませんでしたので数値の記載はございません。前年度と比べまして皆減となっております。地方債現在高が減少したこと及び充当可能な基金が増加したことがその主な要因であります。

以上、いずれの数値も基準をクリアしたものとなっております。

なお、46ページ、47ページにつきましては、紀北町監査委員による意見書でございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

東清剛議長

次に、報告第5号についての内容説明を求めます。

久保水道課長。

久保健作水道課長

報告第5号について、ご報告申し上げます。

議案書の48ページをお願いいたします。

報告第5号 平成26年度公営企業に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定

により、平成26年度公営企業に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて報告する。

平成27年9月8日提出

紀北町長 尾上壽一

49ページをお願いいたします。

平成26年度の紀北町の公営企業会計における資金不足比率ですが、水道事業会計では、資金不足は発生しませんでした。

50ページからは監査委員の意見をつけさせていただいております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

東清剛議長

以上で、説明を終わり、質疑に入ります。

日程第23

東清剛議長

日程第23 報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

日程第24

東清剛議長

次に、日程第24 報告第5号 平成26年度公営企業に係る資金不足比率の報告についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で、質疑を終わります。

それではこれで、2件の報告案件については聞き置くことといたします。

日程第25

東清剛議長

次に、日程第25 請願案件を議題といたします。

お手元に配付の請願文書表のとおり、請願4件をここに受理することとし、別紙、請願文書表を朗読させ、説明に代えさせていただきます。

奥村議会事務局主幹

奥村能行議会事務局主幹

それでは、請願文書表を朗読させていただきます。

平成27年9月紀北町議会定例会

平成27年9月8日、請願文書表

まず請願第3号でございます。

受理年月日 平成27年8月17日

件名 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願書

請願の趣旨

義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の債務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 中村博和氏

三重県紀北町校長会 会長 小西正弘氏

三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰氏

紹介議員は、奥村仁議員、平野倅規議員、樋口泰生議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第4号でございます。

受理年月日、平成27年8月17日

件名、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願書

請願の趣旨、子どもたちの「豊かな学び」の保障に向け、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 中村博和氏
三重県紀北町校長会 会長 小西正弘氏
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰氏

紹介議員は、奥村仁議員、平野倭規議員、樋口泰生議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

続きまして、請願第5号でございます。

受理年月日、平成27年8月17日

件名、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願書

請願の趣旨、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 中村博和氏
三重県紀北町校長会 会長 小西正弘氏
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰氏

紹介議員が、奥村仁議員、平野倭規議員、樋口泰生議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

最後に、請願第6号でございます。受理年月日、平成27年8月17日

件名、防災対策の充実を求める請願書

請願の趣旨、子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を行うよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただきたいというものでございます。

請願者住所及び氏名 紀北町PTA連絡協議会 会長 中村博和氏
三重県紀北町校長会 会長 小西正弘氏
三重県教職員組合紀北支部 支部長 工門利彰氏

紹介議員は、奥村仁議員、平野倭規議員、樋口泰生議員。

付託委員会は、教育民生常任委員会でございます。

以上でございます。

東清剛議長

以上で、請願案件の説明を終わります。

なお、受理した請願については、文書表のとおり所管の常任委員会に付託することになりますので、ご報告を申し上げます。

以上で、今回提案されました事件についての質疑は、すべて終了しました。

東清剛議長

ここで、決算認定議案が提出されたことにより、追加議案を提出するため、暫時休憩いたします。

4時10分まで休憩いたします。

(午後 3時 56分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 10分)

日程の追加

東清剛議長

本日、決算認定議案が提出されたことにより、決算特別委員会の設置に関する発議案を提出いたします。

お諮りします。

ただいま、配付しました案件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、この案件、発議第3号については日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1

東清剛議長

追加日程第1 発議第3号 決算特別委員会設置に関する決議を議題といたします。
お諮りします。

本件については、決算認定議案5件を審査するため、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により、委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期限については、審査が終了するまでとし、閉会中もなお審査を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

紀北町議会、入れなんだけどいいんか、構わんのか。委員会条例だけ言うたけど。紀北町議会を入れなんだ。

東清剛議長

正式には入るらしいです、申し訳ございません。

紀北町委員会条例第6条の規定により、よろしいですか。そういうことで、訂正させていただきます。委員7人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、また、審査期限については、審査を終了するまでとし、閉会中もなお審査を行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算認定の審査にあたっては、委員7名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

決算特別委員会委員の指名

東清剛議長

お諮りします。

ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、紀北町委員会条例第8条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、委員の選任については、議長において指名することに決定します。

お諮りします。

決算特別委員会の委員に、

1番	大西 瑞香君	2番	原 隆伸君
3番	奥村 仁君	4番	樋口 泰生君
7番	近澤 チヅル君	10番	玉津 充君
15番	中津畑 正量君		

の7人を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会委員に、ただいま議長が指名しましたとおり、選任することに決定します。

東清剛議長

決算特別委員会の委員が決定しましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直

ちに決算特別委員会を招集し、委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により、年長の委員が行うこととなります。

また、委員長が決定しましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えていただき、副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

東清剛議長

ここで暫時休憩いたします、自席で休憩いたします。

(午後 4時 14分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 4時 20分)

東清剛議長

ただいまの互選の結果について報告します。

決算特別委員会委員長に、近澤チヅル君

副委員長に、樋口泰生君が就任されました。

決算審査にあたっては、よろしくお願い申し上げます。

委員会付託

東清剛議長

お諮りします。

本日の議題となっております各議案については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、それぞれ担当委員会に付託することにしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、別紙委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

なお、常任委員会の開催日については、明日9日、水曜日は、総務産業常任委員会。10日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催といたします。

いずれも午前9時30分からの開催となります。委員会の運営については、各委員長において取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

また、本日、町長及び教育長から全員協議会の開催要請がございますので、17日に全員協議会を開催したいと思いますので、よろしくようお願い申し上げます。

東清剛議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午後 4時 25分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員